

# 政経研究

第五十九巻 第三・四号 2023年2月

論 説

ケアの倫理に基づくトクヴィル型政治思想の再検討  
……………杉本竜也

資 料

サン＝シモンの自筆書簡3通  
……………川又 祐

論 説

米国における人種政策をめぐる

「揺り戻し」への不信の表明

——カウンター・デモクラシーとしてのBLM運動——

……………福森憲一郎

雑 報

政経研究 第五十九巻 索引

政経研究 第五十八卷第三・四号 目次

論 説

外国為替取引における米ドル決済リスク

——クワポーター取引における決済通貨に米ドルを選択するリスクとは——

… 横 溝 えりか

五輪開催期間における日本のニュース番組の報道傾向

——北京五輪・ロンドン五輪・リオ五輪報道の比較から——

… 中 正 樹

市町村の社会復帰促進センター誘致を促す要因 … 齋 藤 英 明

雑 報

政経研究 第五十八卷 索引

政経研究 第五十九卷第一・二号 目次

論 説

一九九〇年代の広島、長崎における

「加害」への問いとジャーナリズム

——平岡敬、本島等の「反核・平和」思想を中心に——

… 米 倉 律

米国議会における医療保障政策をめぐる調整言説の系譜 … 福 森 憲 一 郎

翻 訳

翻訳 著者不詳「ヨーゼフ・フォン・ゾネンフェルス」… 川 又 祐

## ケアの倫理に基づくトクヴィル型政治思想の再検討

杉 本 竜 也

はじめに

本稿の目的は、ケアの倫理やケアのデモクラシー論の視点から、デモクラシーと市民社会に関する政治思想の中核であるトクヴィル型政治思想を再検討することにある。

ここでケアのデモクラシー論と呼んでいるものは、ケアの倫理の影響を受けて構想されたデモクラシー理論のことである。ケアの倫理に関する研究は、一九八〇年代より主としてフェミニズムの領域で研究が行われ、近年は日本においても多くの研究成果が明らかになっている。しかし、政治学領域におけるケアの倫理に関する研究の歴史は長くない。本稿で度々取り上げるジョアン・トロントは、ケアのデモクラシー論研究の先駆者のひとりである。

ケアのデモクラシー論は、現代のデモクラシーが自立的・自律的市民の重要性を過度に強調して、個人としての責

任だけを重視していることを批判する。現代のデモクラシーの下では、自立的・自律的市民というモデルに該当しない人間は、容易に排除されることになる。これを支援しているのは、新自由主義によって過剰な発展を遂げた資本主義とそれを最善のものと考える現代の風潮である。そのため、ケアのデモクラシー論では、経済偏重の現代デモクラシーをデモクラシーの危機として批判することを通して、新たなデモクラシーを模索する。

他方、本稿におけるトクヴィル型政治思想とは、デモクラシーの健全性の維持を目的として、政治的实践とそれを担う政治主体としての市民の存在を重視する政治思想である。そこには、アレクシ・ド・トクヴィル自身の政治思想はもちろんだ、現代のシテイズンシップ論やいわゆる「新しい市民社会論」などが含まれる。トクヴィル型政治思想は、もはやデモクラシーが所与のものであり、それが今日の市民社会にとって最適の政治制度であるが、現在そのデモクラシーが危機に瀕しているという認識を有している。そのため、トクヴィル型政治思想は、デモクラシーの価値と意義を強く主張する。このデモクラシーの危機に対する認識が、トクヴィル型政治思想とケアのデモクラシー論との共通点である。

しかし、ケアのデモクラシー論とトクヴィル型政治思想が理想としている政治の姿は、きわめて対照的である。この違いが生じている最大の要因は、それぞれの政治思想の基礎となっている人間像ないし市民像の違いに由来している。トクヴィル型政治思想が理想と考えるのは、政治的实践に關与する能力と資質を備えた「強い」市民である。これに対して、ケアのデモクラシー論が前提としているのは、身体的・精神的・社会的な制限と脆弱性を抱えた「弱い」人間である。自ずとそれぞれの政治思想が目指すところは異なり、対立的ですらある。だが、本稿は、ケアの倫理やケアのデモクラシー論の視点から、トクヴィル型政治思想を一方的に断罪することを目的としているわけではな

い。ケアの倫理に基づけば、トクヴィル型政治思想はその人間像や市民像の点で批判されるべきものである。しかし、この政治思想は、デモクラシーと市民社会の健全性を担保するにあたって現在でも有効性を失っておらず、示唆的でもある。そのため、現時点においてまず取り組むべきことは、ケアの倫理やケアのデモクラシー論という新たな視点から、西洋政治思想の中核であり、現代デモクラシー理論の根幹を成すトクヴィル型政治思想を再検討することにある。まったく異なる政治主体像を前提とするケアのデモクラシー論の立場からトクヴィル型政治思想を分析すると、そこにはどのような可能性が見出せるのであろうか、どのような問題点が浮上してくるのであろうか。

以上のような問題意識に基づいて、本稿では次のような流れで論を展開していく。

第一に、ケアのデモクラシー論すなわちケアの倫理に基づく政治思想について、その代表的論者であるトロントの議論などを材料として、その特色を明らかにしていく。彼女はケアの倫理と政治学とを融合して、ケアのデモクラシー論を構築した研究者である。トロントの議論を題材とすることによって、ケアのデモクラシー論の骨格を把握することが可能になる。

第二に、市民社会を維持するための政治思想として、トクヴィルの思想を詳細に検討していく。その際のキーワードは「共和政」である。トクヴィルの政治思想はデモクラシーを主題としたものであるが、彼の政治思想の中には「共和政」に対する敬意やこだわりを垣間見ることができると。むしろ、トクヴィルは、デモクラシーという社会全体の平等化において健全な政治を維持するための中核として、「共和政」を考えていた。トクヴィルのデモクラシー論を深く理解するためには、彼が「共和政」という概念に期待した理由について考える必要がある。

第三に、トクヴィル型政治思想における政治主体像の特徴とその問題点について考える。トクヴィル自身の政治思

想を含め、現代のシティズンシップ論や「新しい市民社会論」などのトクヴィル型政治思想は、デモクラシーの形骸化に対する批判と警戒に由来している。そのため、この政治思想では積極的に公的実践に参与する政治主体である「強い」市民の存在を要請する。しかし、「強い」市民を求めることには、特定の政治主体のみを容認して、それに該当しない存在を排除する恐れがある。ここでは、その問題点について考える。

第四に、ケアのデモクラシー論とトクヴィル型政治思想の共通点を考え、これらを両立ないし統合する可能性について検討する。ケアのデモクラシー論とトクヴィル型政治思想は相反する性格を持ちながらも、これらのいずれも現代のデモクラシーにおける有効性を具備した政治思想であることを明らかにしていきたい。これを検討する際に鍵となる概念は、「協働」である。他者との緊密な関係の構築とそれを基礎とする協働が、デモクラシーを適切に維持するための条件であることを、明確にしていく。

最後に、ケアのデモクラシー論とトクヴィル型政治思想の特徴についてあらためて考えたい。ケアの倫理やケアのデモクラシー論によって明らかになったトクヴィル型政治思想の問題点を認識した上で、現代のデモクラシーを考える上でこれらの政治思想がなぜ重要なのかを再確認したい。

#### 一 ケアのデモクラシー論 ケアの倫理に基づく政治思想

ケアの倫理は、一九八〇年代以降、主としてフェミニズムの領域において研究が進められてきた倫理思想である。ケアの倫理には、その他の多くの倫理思想と大きく異なる点がある。他の倫理思想の多くが正義を希求しているのに

対して、ケアの倫理ではケアへの応答と責任、そしてそれを具現化する実践を重視する。これには、ケアの倫理研究の源流であるキャロル・ギリガンによる発達心理学研究が影響している<sup>①</sup>。彼女が心理学研究を通して明らかにしたことは、人間の道徳的成長は正義を重視する自己完結的性格が強いものと、他者との関係性の中での実践を重視するものの二種類が存在するということであつた。このように、ケアの倫理は、当初から具体的な実践を重視する性格を有していた。

ケアの倫理の最大の特徴は、人間の脆弱性 (vulnerability) を重視して、それを人間の条件と考える点にある。トロントは、これを「私たちは皆、ケアの受け手である」という言葉で表現し、ケアを考える上での第一歩であると理解する<sup>②</sup>。近代思想が前提としてきた人間観は、人間が自立的・自律的であり、かつ理性的な存在であるというものであつた。しかし、実際のところ、人間はすべて、ケアを受けることなしに生涯を終えることはない。人間は、少なくとも人生の初めと終焉において、他者による何らかのケアを受けることが必要となる、弱さを抱えた存在である。このような人間観に立てば、近代思想の人間像は、人間の実態を無視した、「強くなければならない」という強迫的な観念に基づくものということになる<sup>③</sup>。そして、トクヴィル型政治思想はデモクラシーの形骸化を懸念する性格が強いために人間の自立性・自律性を強調するが、これも同様にケアの倫理の観点に基づけば非現実的な政治思想という評価を下されることになるであろう。

政治学の文脈でケアの倫理を検討する場合の問題点になるのが、ケアによって結ばれる関係の非対称性である。要するに、ケアする者とケアされる者との間に生じる不平等な関係である。ケアは、平等で自律した人間や存在の間で発生する活動ではなく、ニーズのある人間とそのニーズに合致したものを提供できる人間との間に発生する活動であ

る。そのため、ケアを受ける人間は、ケアを提供することができない人間に対して、劣位に置かれることになる。そして、そのような関係は、パターナラな関係を生じさせることになる。<sup>(4)</sup>

かつて、トクヴィルは、デモクラシーを、「境遇の平等」と表現した。<sup>(5)</sup> 彼によれば、デモクラシーの本質は、政治を含む社会全体の平等とそれへと向かう傾向（平等化）にある。平等は市民の自由を実現するとともに、社会に活力を与える。他方で、平等は社会に対する無関心を意味する個人主義をもたらし、民主的専制が成立する環境を整える。平等は、美点も欠点も含めて、デモクラシーの最大の特徴である。これに対して、ケアによって結ばれる関係は、不平等が性格となる。そのため、デモクラシーとケアは本質的に相容れない社会・政治概念である。

他方、デモクラシーとケアが相反する特質を有していることは、双方にとってプラスに働く可能性もある。フェミニズム領域において研究されてきたケアの倫理だが、ケア関係の中に生じる非対称的なパターナリズムの弊害やケアを担う役割が主として女性や人種的マイノリティなどに強いられるという現実のため、ケアの倫理はフェミニズム領域において研究されてきたにもかかわらず、しばしばその内部から批判を受けてきた。<sup>(6)</sup> つまり、少なからぬフェミニズム研究者の目には、ケアの倫理はパターナルで伝統的な不平等を正当化する理屈として映ってきた。そのため、ケアの倫理に求められることは、かつて自身が批判した正義の観点を摂取することを通して、自身の理論の適正化を図ることである。ケアのデモクラシー論は、その挑戦の一環である。

トロントによれば、ケア関係の持つ非対称性やパターナルな性格を克服するのに必要なことは、デモクラシー的要素をケア関係の中に摂取することである。彼女が目論むのは、すべての人間がケアの受け取り手であると理解することを通して、従来とは異なる新しい平等な市民像を構築することにある。<sup>(7)</sup> 親密だが、閉鎖的で不平等なケア関係は、



デモクラシー的な要素を取り入れることを通して、適正化が図られる。他方で、トクヴィル型政治思想に代表されるデモクラシー理論の非現実的な市民像は、脆弱性という人間の真の姿に根ざすケアの倫理によって是正される。このような相互作用から導き出されるケアのデモクラシー論は、ケアの倫理とトクヴィル型政治思想の双方に欠落している要素を相互に補完することを可能にする規準として機能する。デモクラシーは、ケアの倫理やケアのデモクラシー論の適正さを担保する規範となる。他方、ケア関係に内在する最大の問題である非対称性はデモクラシーによって解消され、デモクラシー的な平等関係によってケア関係の健全性が保たれる。

トロントのケアの倫理やケアのデモクラシー論における平等は、ケア提供における平等以上に、ケアに関する責任の平等を意味している。彼女は、次のように述べている。

デモクラシーは、ケアの責任を配分することである。可能な限り完全に、それらの配分にすべての人が参与することを保証すべきものである。<sup>(8)</sup>

デモクラシーは、ケアに関する責任の配分を中心に置くべきである。デモクラシーにおける市民がこの責任の配分に可能な限り参与できるように保証するべきものである。<sup>(9)</sup>

トロントが注目するのは、具体的なケアの担い手が誰であるのかということもさることながら、ケアに関する責任の配分のあり方である。非対称的傾向のあるケア関係の適正さを保つためには、ケアの責任の負担が適正なものであ

る必要がある。同時に、それは新たなデモクラシーの定義でもある。従来のデモクラシーにおいても公的な実践への貢献は求められてきたが、トロントによれば新たなデモクラシーにおける実践の柱のひとつはケアとなる。つまり、これまで主として私的領域に属するとされてきたケアの性格は一変し、公共的な性格を獲得することになる。それ以上に、これは社会全体の変革を促す動機づけにもなる。つまり、ケア責任の適性配分化への取り組みは、従来は主として女性らにケアに関する負担を強いてきた社会の構造的問題を問い直すことでもある。

トロントは、ケアのデモクラシーの理念を表現するものとして、「共にケアすること」(caring with) という概念を提起する。彼女は、五段階のケアのフェーズを示している。「共にケアすること」は、ケアを最終的に規定する第五のフェーズである。それは、ケアを必要とする人のニーズとそれへのケア提供者の対応が、正義や平等、そして自由に関する民主的な関与に適合したものになっているのかどうかを検証する段階である<sup>⑩</sup>。この段階が設定されることによって、ケアの倫理は政治思想としてのケアのデモクラシー論へと理論的に成長する。トロントは、五段階のケアのフェーズの中でも「共にケアすること」を特別視しており、政治概念としてのケアやケアのデモクラシー論を考える上での最重要概念となっている。

「共にケアすること」を重視することは、ケアという実践に必然的に伴う協働に対する評価と直結している。ここでの協働は、ケアを提供する人間たちの協働だけでなく、ケアを提供する人間とケアを受ける人間との相互関係も含まれている。そして、ケアの倫理やケアのデモクラシー論では人間はすべて脆弱性を有すると考えるので、人間はすべて、ケアのつながりの中で生きていくことになり、人間のあらゆる行動はケアということになる。そのため、トロントは、ケアを次のように定義する。

私たちが可能な限りよく生きていくために、私たちの『世界』を維持し、継続し、修復するすべてのことを含む、種としての人類の活動<sup>11)</sup>

このような定義は非常に漠然としている印象を受けるが、人間の特質として脆弱性を考える、ケアの倫理やケアのデモクラシー論に基づけば、このような定義に到達するのは必然といえる。「共にケアすること」は、ケアの性質を考えること、そして人間のあり方を考えることの起点であり、ケアのデモクラシー論を構想することの第一歩であるとともに、それを完成させる段階として位置づけられるのである。

トロントのケアのデモクラシー論によって、協働の意味は変質する。トクヴィル型政治思想をはじめとする従来のデモクラシー理論においても、協働は重視されていた。だが、それは自立的・自律的市民による公的実践に限定されており、女性をはじめとする特定の人々にケアを強いて、彼女らを公的領域から排除することを前提とした協働であった。これに対して、トロントの考えるケアのデモクラシーにおける協働は、脆弱性を抱えた人間によるケア責任の公平な負担を意味している。人間の本質とその問い直し、そしてそこから導き出された協働の再検討を通して、ケアのデモクラシー論は人間の真の姿に根ざした政治のあり方を提起した。<sup>12)</sup>

## 二 市民社会の政治思想としてのトクヴィルの政治思想

トクヴィルは、「デモクラシーの思想家」である。だが、デモクラシーを目指した政治思想家ではない。彼にとつ

て、デモクラシーは目標とすべきものというよりも、適正化・健全化すべきものであった。その適正化・健全化の鍵となる概念が、「共和政」である。

トクヴィルの政治思想の主題は、デモクラシーである。彼は、社会全体の平等とそれへと向かう流れ(平等化)を、デモクラシーと表現した。トクヴィルのデモクラシーは、政治体制にとどまるものではなく、社会全体の傾向性を表現する概念であった。彼は社会全体が平等化していく中で生じるさまざまな影響を功罪の両面から考察したが、彼の議論の中心はやはり政治にある。トクヴィルの考察によれば、平等化を本質として、それを活力としながらも、その悪影響を被るデモクラシーを適切に維持していくためには、中核である政治が公的な実践を重んじる「(民主的)共和政」である必要があった。

トクヴィルは、デモクラシーを主題としている『アメリカのデモクラシー』においても、「共和政」を意識した議論を展開している。彼はその中で、「共和政」の他に、「共和的精神」(esprit républicain)<sup>(13)</sup>や「民主的・共和的理論」(théories démocratiques et républicaines)<sup>(14)</sup>、「民主的共和政」(république démocratique)<sup>(15)</sup>などの言葉を用いている。トクヴィルの関心の対象がデモクラシーにあったことは間違いないが、彼は自身の政治思想を展開していく中で常に「共和政」という概念もしくは政治体制を意識していた。西洋政治思想において、「共和政」は何ものにも隷属していない自由な状態、具体的には専制的な君主の下にはない状態を指して用いられてきた。他方、デモクラシーは、古代ギリシア以来、悪しき多数者支配として理解されてきた。そのため、「共和政」とデモクラシーは、元々対立概念であったわけではない。しかし、「共和政」の語源が「公共的な事柄」(res publica)であったこともあり、「共和政」は公共性に配慮した政治体制としての性格を帯びることになる。結果的に、「共和政」はデモクラシーと意識的に区別され

る概念となつていつた。<sup>16</sup>このような一般的傾向に対して、トクヴィルにおける「共和政」はデモクラシーという文脈で理解されている点に特徴がある。

トクヴィルの「共和政」は、健全かつ適正なデモクラシーの中核となる政治運営のあり方としての性格を有している。彼がアメリカの社会や政治を評価したのは、それが自立的・自律的市民の協働によつて維持されていたためであつた。トクヴィルの理解では、デモクラシーにおいて人々は個人主義の蔓延などにより公共性を喪失していき、最終的には人間にとつて最も重要な規範である自由にとつての脅威となる専制を招来する。トクヴィルはそのようなデモクラシーの悪しき帰結を懸念して市民の協働の重要性を主張しており、彼の政治思想が根本的に有している問題意識は公共性への配慮だといふことができる。

さて、トクヴィルに関しては、アリストクラシー（不平等社会・貴族政・貴族）に対する彼の強い思い入れを指摘する意見があり、それについての研究も存在する。<sup>17</sup>アリストクラシーに対するトクヴィルのこだわりは、彼の思想の評価を難しくしている。つまり、デモクラシーを評価しながらも、かつての貴族の姿に憧憬に似た感情を抱き、デモクラシーの健全性を担保するためにはその内部にかつての貴族に擬する存在を認めなければならないというトクヴィルの考えには、貴族主義的な性格も、保守主義的な性格も、古典的自由主義的な性格もうかがえるためである。しかし、この点も、「共和政」や共和主義と関連させて考えると、理解が容易となる。

西洋政治思想において、「共和政」には、悪しき政治体制すなわち専制 (despotism) と対峙する概念としての性格が期待されていた。そのような考え方の代表例としては、モンテスキューが挙げられる。彼は『法の精神』の中で、「共和政」の中に「民主政」と「貴族政」を含め、それらを専制と区別している。<sup>18</sup>ここでの「貴族政」とは少数の

人々による合法的統治を指している。重要なことは、そこにおける政治主体としての貴族の性格である。そこでは貴族は王に臣従し、隷属する存在ではなく、自立的・自律的政治主体としての理解されており、だからこそモンテスキューは、「共和政」の中に「貴族政」を含めた。トクヴィルも、モンテスキューの影響を受けた政治思想家のひとりである。そのトクヴィルは、デモクラシーが健全性を維持するためには「貴族的な人格」(personnes aristocratiques)が必要であると考えた。

私はこの世界に貴族政を新たに築くことはできまいと固く信じている。だが普通の市民が団体をつくって、そこに非常に豊かで影響力のある強力な存在、一言で言えば、貴族的な人格を構成することはできると思う。<sup>19</sup>

ここでの彼がいう「貴族的」とは、宮廷に伺候する階級としての貴族ではなく、公的な政治的实践に積極的に関与する自立的・自律的政治主体としてのアリストクラシーであった。貴族の出自を持つトクヴィルに、かつての貴族に対する素朴な懐旧の情や、過度なデモクラシーの進展による弊害への警戒心から生じる保守的傾向がなかったとはいえない。しかし、トクヴィルがデモクラシーに対する期待を決して放棄しなかったことを考えると、彼におけるアリストクラシーは「共和政」という概念の内側で理解する必要があるといえる。

トクヴィルにおける「共和政」理解は、二〇世紀以降のハンス・バロンやジョン・ポーコック、クエンティン・スキナーらによって行われた研究におけるそれとは異なっている。二〇世紀以降の共和主義研究における「共和政」は、西洋古代、とりわけ古代ローマの「共和政」概念に由来するものであった。これらの研究はきわめて精緻なものであ

り、ある意味で純粋な形の「共和政」を考察するものであって、今日の「共和政」理解の主流となっている。これに對して、トクヴィルにおける「共和政」は、デモクラシーの範囲内で理解されているものであり、デモクラシーを適切に維持し、運営するための政治体制を指している。

トクヴィルは、彼がアメリカのデモクラシーの基礎と考えたタウンの中に、「共和政」を見出していた。

タウンの内部には、真の政治生活、活発で、完全に民主的共和的な政治生活 (*une vie politique réelle, active, toute démocratique et républicaine*) が支配していた。植民地は依然として本国の支配権を認めていたから、国家の法制は王政である。だがタウンには共和政がすでに完全に息づいている。<sup>(20)</sup>

この文章では、「民主的」と「共和的」という二つの語が並列的に使用されており、またタウンの政治体制を指す語として「共和政」が用いられている。ここからは、トクヴィルは市民による主体的な自治政治のことを「共和政」と考え、それをデモクラシーと一体化させて理解していたことがわかる。

また、トクヴィルは、アメリカにおける「共和政」と「共和主義者」について、次のように定義している。

合衆国では、共和主義者は習俗を尊重し、信仰を重んじ、権利を認める。彼らが表明する見解はこうである。すなわち、一国の人民は自由であればあるほど、道徳的で宗教的、そして穩健でなければならぬと言うのである。合衆国で共和政と呼ばれるものは、多数者の穩健な支配である。<sup>(21)</sup>

ここで、トクヴィルは、穏健な多数者支配を、「共和政」と考えている。西洋政治思想において多数者支配がデモクラシーを意味することを考えると、ここでもデモクラシーと「共和政」は一体視されていることがわかる。習俗や信仰、権利を尊重することは共和主義者の特徴とされ、それはデモクラシーの健全性を維持するための条件と考えられている。

トクヴィルは、広く社会全体の平等化を背景とした多数者支配をデモクラシーと表現したが、その中で適正に運営された、その中核となる政治体制を、「共和政」という言葉で表現している。彼の政治思想によれば、デモクラシーは常に悪性化の危険すなわち専制を招来する危険を内在させている。トクヴィルが「共和政」に期待したものは、デモクラシーの適正化を可能にする内在的契機であった。

以上のことを踏まえて、「貴族的な人格」という言葉についてあらためて考える。貴族という語が使われていることから、この表現はトクヴィルの保守主義的傾向をうかがわせるものとなっているが、彼はデモクラシーに存在すべき人間像として「貴族的な人格」を考えている。トクヴィルが貴族について語る場合、そこには王に隷属しない独立的な政治主体としての貴族に対する評価が含まれている。要するに、貴族は、過去に存在した自立的・自律的政治主体として理解されている。デモクラシーとアリストクラシーは、まったく異なる性格を有する、対立的な社会・政治体制である。本来、デモクラシーにおいて、貴族的な存在を創出することはできない。そのため、ここで「貴族的な人格」と称されているものは、デモクラシーにおける「共和政」の担いうる自立的・自立的市民と解されるべきであろう。トクヴィルにおいて、デモクラシーの中核に位置する、「共和政」を担うことができる自立的・自律的市民は、デモクラシーの悪性化を防ぎ、自由を擁護する存在として位置づけられているのである。<sup>(22)</sup>



### 三 トクヴィル型政治思想における政治主体の問題点

トクヴィルの懸念は、デモクラシーの悪性化にあった。そのため、彼は殊更にデモクラシーの理想形を強調した。トクヴィルによれば、自ずと進展していくデモクラシーの形骸化を防いで、その健全性を維持するためには、市民は公的実践のために貢献する存在である必要がある。

一九九〇年代以降登場した、ジョン・キーンらによる、いわゆる「新しい市民社会論」は、程度の差はあるが、その多くがトクヴィルの直接的間接的影響を被っている。<sup>23</sup>「新しい市民社会論」は、近代以来のリベラル・デモクラシーの形骸化への批判と反省から、参加型デモクラシーを特徴とするトクヴィルの政治思想を評価するに至った。トクヴィルの政治思想は「新しい市民社会論」に対してその基礎となる理論的枠組みを与えたということが可能であり、また「新しい市民社会論」はトクヴィルの政治思想の現代的解釈といえることができる。「新しい市民社会論」の特徴は中央集権の抑制や多元性の擁護、社会規範の涵養、そして信頼と協働の一般化にあり、その理論内で市民社会は安定的なデモクラシーの基礎であり、特定のグループによる支配や反民主的な力に対する防壁の役割となる。そして、この中から「ネオ・トクヴィリアン」と呼ばれる人々が現れる。<sup>24</sup>

また、「新しい市民社会論」よりも遅れて登場してきた現代のシティズンシップ論も、今日のデモクラシーに危機感を抱いて登場した政治思想である。シティズンシップ研究が活性化した契機は一九九八年に発表された、いわゆる「クリック・レポート」に求められるが、これは形骸化したデモクラシーを幅広く実践的な市民教育を通して再活性化を目論むものであった。ここでも、課題となるのは、政治主体としての意識を喪失した、換言すれば市民の資質を

失った人間の存在であった。

トクヴィルと「新しい市民社会論」、そしてシティズンシップ論などのトクヴィル型政治思想の提唱者は、問題意識を共有している。トクヴィルがデモクラシーの未来を予測して、それがもたらす弊害を懸念し、それへの対処を考えたのに対して、「新しい市民社会論」の提唱者にとってデモクラシーの形骸化は目前の現実であった。いずれも、デモクラシーがもたらす弊害に危機感を覚え、デモクラシーを支える市民という存在を重視し、それによる強靱な政治体制としてのデモクラシーを主張する。

ベンジャミン・バーバーは、自身が理想とするデモクラシーを「ストロング・デモクラシー」(strong democracy)と呼び、それを次のように定義している。

ストロング・デモクラシーは、参加制デモクラシーの際立つて現代的な形式である。市民は同質の利害によってではなく市民教育によって結合されるのであり、また、利他主義やその他のよき性質によってではなく市民的態度と参加制によって共通目的を抱き相互作用を為すことができるのであり、それは市民による自己統治社会という觀念に依拠している。ストロング・デモクラシーは対立的政治、多元制社会、活動領域の公私の峻別に共鳴し、また実際、それらに依拠しているのである。それは現代社会の規模と高度技術に相反するものではなく、したがって古ぼけた共和主義や皆が見知り合いの偏狭な地方主義とも結びついていない。それは、デモクラシーの仮面をかぶった、エリートと大衆とによる西欧的政治に挑戦するものであり、また、道具主義、代議制、リベラル・デモクラシーの三つの性質を包含した、シン・デモクラシーと呼び習わすものに適切な代替を提示しようとするもの

である。<sup>(25)</sup>

また、バーバーは、ストロング・デモクラシーを、このようにも表現している。

独自の根拠が欠如している場合に、現行の、自己立法に近い参加制のプロセスにより、また依存的で私的な個人を自由な市民に変え、部分的で私的な利益を公共善に変えることのできる政治共同社会を創造することにより、対立を解決する参加政治<sup>(26)</sup>

ストロング・デモクラシーという概念からわかるのは、そこでは自然的に誕生して成長する「人間」ではなく、意識的に成長し活動する政治主体としての「市民」が区別され、市民社会における前者に対する後者の優位が主張されていることである。ここでは、デモクラシーの健全性を維持するためには、現実に生きている人間という存在から、市民という名の積極的政治主体に転換することが必要だとされている。それは人々に意識的な行動を要求するものであり、だからこそそのような営みを通して実現される政治体制は「ストロング」(強靱な)という言葉で表現されることになる。

他方、バーバー自身も述べているように、彼のストロング・デモクラシーを含む「新しい市民社会論」の提唱者の多くは、古代以来の「共和政」や共和主義と自らの政治思想との区別を強調する。彼らの多くが、西洋古代に起源を持つ狭義の「共和政」や共和主義は価値の多様化が進んだ現代のデモクラシー社会において有効性を持ち得ないとい

う認識を有している。<sup>(27)</sup> あくまでも、「新しい市民社会論」は、現代のデモクラシーにおける議論なのである。

同様に、トクヴィルによる「共和政」評価も、デモクラシーの範囲内のものである。彼も、過度の公的犠牲を要求する可能性のある伝統的な「共和政」がもはや成立不可能であることは、十分に認識していた。それがわかるのが、「利益の正しい理解」(intérêt bien entendu)の説である。<sup>(28)</sup> これは、アメリカ社会においては過度の献身的な道徳は存在しないかわりに、人々が適度な利己心に基づいて行動し、結果的にそれが政治や社会に秩序を与えているという、トクヴィルの見解である。しかし、それでもなお、デモクラシーが市民の参加を前提としたものである以上、人々には市民という存在へと成長することが求められており、さらにその市民という立場で政治的实践に貢献することが要求されていることに変わりはない。トクヴィルは、単なる人間ではなく、デモクラシーを維持する市民という存在を明確に欲している。

ケアの倫理やケアのデモクラシー論に基づけば、「新しい市民社会論」にしても、同時期に盛んに研究されたシティズンシップ論にしても、またそれらの源流であるトクヴィルの政治思想にしても、非現実的で、不自然な主体像に基づいた政治思想という評価を下されることになる。この点に関しては、岡野八代が詳細に論じている。

岡野によれば、近代のシティズンシップ論は、暴力的な包摂という、排除に基づく政治思想である。そこでは、「自由な「主体」」が前提とされていることから、「公的に排除されたもの―依存者・依存を巡る諸活動・依存者をケアする者など―は、あたかも忘却されたかのようにどこにも存在しない」ものとして扱われている。<sup>(29)</sup> 近代の政治思想における包摂は、「暴力に与する政治的主体(＝男性市民)を、普遍的な理性の下に、ある統一体へと統合していく力であった」<sup>(30)</sup>。そして、現代のシティズンシップ論は、「国民国家の構成員をいかによりよく―その基準についても、公

正さなのか、あるいは善き市民としてなのか、というように大きく異なる「包摂するか」<sup>(31)</sup>を指すものであった。

フェミニズムやそれから派生したケアの倫理、そしてケアのデモクラシー論の考えでは、トクヴィル型政治思想が前提としている人間像すなわち市民像は、健康で経済的にも自立した成人男性市民をモデルとしたものとなる。この政治思想は「強い」市民という特定のモデルにすべての存在を押し込めることを求め、それに含まれない（そのような市民像に到達できない）存在を排除することによって成り立っている。つまり、近代以来、現代に至るまで、西洋の政治や社会を形成してきた政治思想は、上記のような暴力性に依拠していた。そして、近代の企ての再生を試みる「新しい市民社会論」やシティズンシップ論は、近現代政治思想の理想の再生を目指すあまり、それが本質的に有する暴力性に無頓着であり、それどころかかえってその問題点を大きくしてしまう危険を有している。

ケアのデモクラシー論は、人間の本质と現実を直視する政治思想である。これに対して、「新しい市民社会論」やシティズンシップ論は、市民という理想を掲げること、デモクラシーの再活性化を図るものである。ケアの倫理を無視することは現実から目を逸らすことであり、トクヴィル型政治思想の理念を否定することはデモクラシーの形骸化を是認することになる。現代における適切なデモクラシーを考えるのであれば、これらの相反する二つの政治思想の何らかの形で結び付けることが必要となる。

#### 四 ケアの倫理とトクヴィル型政治思想を結ぶもの

ここまでケアの倫理やケアのデモクラシー論とトクヴィル型政治思想の相違点を強調してきたが、これらのいずれ

もが現代のデモクラシーに必要なとするならば、私たちはこれらの共通点を模索する作業が必要となるであろう。ケアのデモクラシー論とトクヴィル型政治思想の第一の共通点は、「経済」に対する警戒心である。

トクヴィルはデモクラシーを支持する中心的階級として中産階級を想定しているが、彼ら彼女らは穏健な性質を持ち、一定の政治的知識と経験を有している反面、個人主義に陥った、物質的幸福を積極的に求める階級でもある<sup>32</sup>。中産階級は何より安楽を求めているが、現実的には流動的な社会の不安定の中で生きなければならぬ。これが彼女ら彼女らを経済的安定の追求に向かわせる。同時に、デモクラシーにおいて中産階級は支配階級であるため、自らの意のままに政治をコントロールすることができる。問題は、経済的安定に対する過度の思い入れが、西洋政治思想において最も重視されてきた自由を毀損する危険があることである。人々は物質的利益を求めあまり、専制的な政治体制であったとしても、経済的な安楽を提供することができる政治体制を希求するようになる。西洋政治思想において忌避されてきた専制ですら、経済的安定のために積極的に求められる。もはや中産階級にとっての最大の関心は経済的安定であり、政治において求められるものも経済的安定となる。つまり、デモクラシーが進展するのに伴って、経済による政治の侵食が進んでいくことになる。トクヴィルの政治思想の課題は、デモクラシーによって引き起こされるこのような問題を克服することにあつた。

トクヴィルの問題意識を継承するトクヴィル型政治思想が取り組んできた課題も、同様のものであつた。トクヴィル型政治思想が盛んに議論されていた一九九〇年代以降は、いわゆる新自由主義が幅を利かせるようになり、金融資本主義が過剰に発達した時期であつた。前述のバーバーも資本主義による政治の侵食を懸念しており、彼がストロング・デモクラシーという概念を主張したのもそのような背景があつたためである<sup>33</sup>。

経済の伸張に対する懸念という点では、ケアの倫理やケアのデモクラシー論も共通している。これらが危惧しているのは、「市場第一民主主義」(market-freemost democracy)の台頭である。これは、新自由主義の拡大とその影響によってデモクラシーの性格と方向性が左右されている状態を指し、そこでは「自己責任」(personal responsibility)が責任というものの唯一の形として過大に評価されている<sup>(34)</sup>。これに対してケアの倫理やケアのデモクラシーも責任を重視するが、それはあくまでも「関係的」(relational)なものである<sup>(35)</sup>。一個人に完結した責任概念と他者との関係の中で認識される責任概念を隔てる根本的なものは、人間という存在が本質的に有する脆弱性への理解である。「人間はひとりでは生きていくことはできない」という認識の有無が、この意識の違いにあらわれている。そして、ケアのデモクラシー論の理解では、自己責任という概念は、個人間と公共領域に不平等をもたらす点で反民主的なものであると判断される<sup>(36)</sup>。

トロントのケアのデモクラシー論は、前述の通り、五段階のフェーズで構成されている。このうち、第二フェーズの「配慮すること」の特質と第四フェーズの「ケアを受け取ること」の特質として、彼女が挙げているのが、「責任性」(responsibility)と「応答性」(responsiveness)である<sup>(37)</sup>。前者は他者のニーズを認識して、それを満たすための負担を負うことに関する道徳的性格を指し、後者はケアが行われた後にその内容を検証する際に求められる道徳的性格を指す。これらの概念からわかるように、ケアとは他者との関係性の中で行われる実践のことである。他者が直面している苦難をニーズとして認識し、それに応答する(respond)することが、ケアの骨格となる。そして、このケアのフェーズは、「共にケアすること」(caring with)という段階を迎えて完成する。つまり、ケアとは、他者と協働することを意味する。そして、この協働が、ケアの倫理やケアのデモクラシー論とトクヴィル型政治思想との第二の共通

点として浮上することになる。

トクヴィルは、協働を、association という言葉を使って表現している。一般に association には「結社」という訳語が採用されているが、トクヴィルは人間が自発的に他者と共に行う活動全体としての意味をこの語に託しているため、協働という表現の方が適切である。彼はこれを人間の本性と考える。

単独で行動する自由に次いで人間にもつとも自然な自由は、仲間と力を合わせ共同で行動する自由である。だから私には、結社（協働）の自由は個人の自由とほとんど同じように、人間の本性から奪いえないように思われる。<sup>38</sup>

トクヴィルは、協働を、人間の条件であると同時に、デモクラシーを構成する市民の条件でもあると考える。人間は本性として他者との協働を必要とするが、これはデモクラシーにおいてはなおのことである。健全なデモクラシーに必要な不可欠な市民の実践を引き出すためには、他者との協働が求められる。そして、それは人間が真の意味で人間らしくあるための条件でもある。

他方、ケアの倫理やケアのデモクラシー論では、協働は「共にケアすること」として顕れることになる。ケアは、他者との協働を通して完成される。そもそも多くのケアは他者によってなされるため、本質的に協働という要素が強い。ケアのデモクラシー論はとりわけその点を強調して、ケアの倫理とデモクラシーの理論を結び付けることを試みている。

このように、トクヴィルを源とするトクヴィル型政治思想とケアのデモクラシー論は、協働という実践を重視する



点において共通している。しかし、これらそれぞれの協働の性格は大きく異なっている。トクヴィルやトクヴィル型政治思想における協働は、人間の脆弱性に対する配慮は見られない。そのため、協働という要素を媒介としてトクヴィル型政治思想とケアのデモクラシー論を結び付けるためには、協働というものの性格について再考する必要がある。

トクヴィル型政治思想における協働がケア的要素に欠ける最大の理由は、それが厳格な公私二元論に立っていることにある。トクヴィルは、政治の外部的条件が政治に与える影響を重視した政治思想家であり、社会的・文化的諸条件が狭義の政治に大きな影響を与えたと考えた。しかし、同時に、彼は、政治という実践の公的性格を強調して、反対に日常生活などの私的要素が政治にマイナスの作用を及ぼすことを懸念した。そのため、トクヴィルは、私的領域（政治以外の領域）による公的領域（政治）の侵食を警戒した。

これに対して、トロントがケアのデモクラシー論で主張するのは、公的実践としてのケアの重要性である。ケアは、基本的に私的で親密かつ閉鎖的なものであり、それによって実現される密接さはケアの長所でもあるが、ケアする者とケアされる者の間に生じる非対称性といった弊害も併せ持っている。このようなケアの弊害を防止するためにも、私的領域とされていたケアにデモクラシーの公共性を導入することが必要となる。反対に、デモクラシーにも、ケアの要素が求められる。要求されるのは、脆弱性という人間の現実を直視したデモクラシーの再構築である。このような問題意識に立つケアのデモクラシー論に、公私を明確に分離する方向性は存在しない。それよりもむしろ、そこでは、公私の峻別を放棄することを通して、ケアによるデモクラシーの適正化とデモクラシーによるケアの適正化の両方の実現が積極的に目指されている。ケアのデモクラシー論は、ケアという協働の性格を見直すことを通して、すな

わち公私双方の領域を接続する実践概念としてケアを再定義することによって、公的領域としてのデモクラシーの再生を図るとともに、公共的見地に基づく私的領域の適正化を実現するための行動理論としての性格を持っているのである。

### おわりに

本稿の目的は、冒頭にも示した通り、ケアの倫理やケアのデモクラシー論の視点から現代のデモクラシー理論の中核であるトクヴィル型政治思想を再検討することにある。

トクヴィル型政治思想は、いふなればデモクラシーを考える上での正論である。自立的・自律的市民の主体的な実践によって健全なデモクラシーを実現しようとするその政治思想は、デモクラシーの弊害を予見したトクヴィルによって提唱され、後に実際に形骸化したデモクラシーを目にした論者に支持された。これらの人々に共通しているのは、デモクラシーの墮落に対する危惧であり、だからこそ市民の主体的な政治的実践を殊更に強調するに至った。しかし、その結果、トクヴィル型政治思想は、過度に理想化された政治主体を前提とした非現実的な政治思想となり、その市民像に合致しない人々の排除を伴うものとなった。

これに対して、ケアのデモクラシー論は、人間の現実の姿に着目した政治理論である。それは、脆弱性を抱えた人間を前提として構築された政治思想であり、あらゆる人間の包摂を可能にする理論である。このケアのデモクラシー論の問題提起によって、長く西洋政治思想が理想化してきた自立的・自律的市民によるデモクラシーの問題点が明らか

かにされた。

しかしながら、ケアのデモクラシー論も問題を抱えている。その最大のものは、具体性の欠如である。ケアのデモクラシーといっても、ここでは具体的にどのような行為や実践、態度が求められるのか、不明確な部分が多い。ケアのデモクラシー論が政治思想としての資格を備えるためには、ケアというものの内実を政治思想の中で理論的に確立するだけでなく、政治的实践としてのケアというものの姿を明らかにしていく作業が不可欠となる。

正論である以上、私たちは、トクヴィル型政治思想を否定することはできない。やはり、トクヴィルやその思想的後継者たちの指摘は的確なものであり、それを否定した場合にはデモクラシーにおけるモラル・ハザードが発生することになるであろう。今日の政治や社会は価値というものが絶え間なく流動化しており、特定の倫理規範を強調することに対する警戒感は今後ますます強まっていくことであろう。しかしながら、一定の秩序が存在しない限り、デモクラシーを安定的に維持していくことが困難であるのも事実である。そうであるならば、私たちは、デモクラシーに関する規範を常に批判的に検証しながら、それを適正化していく努力を継続していかなければならない。

詰まるところ、トクヴィル型政治思想にしても、ケアのデモクラシー論にしても、それを支える政治主体は一定の公的な貢献をしなければならず、それを可能にするための「強さ」を身につけなければならない。だが、ケアのデモクラシー論が求めるのは、従来の政治思想が前提としてきたものとは異なる、人間の「弱さ」を踏まえた市民の「強さ」である。「弱さこそ強さである」という逆説を、理論的にも、実践的にも、明らかにしていく作業が今後は求められることになる。

※本稿は、科研費・基盤研究(C)「ケアの倫理による近現代政治理論の「主体性」概念の再検討」（一九K〇一四八四）によるものである。

【参考文献】

- 植村邦彦『市民社会とは何か 基本概念の系譜』（平凡社、二〇二一年）。
- 宇野重規『トクヴィル 平等と不平等の理論家』（講談社学術文庫、二〇一九年）。
- 岡野八代『フェミニズムの政治学 ケアの倫理をグローバル社会へ』（みすず書房、二〇二二年）
- 杉本竜也「社会契約説とケアの倫理における人間像・市民像の比較考察 理性の絶対視・絶対化の功罪」『法学紀要』第六〇巻、二〇一九年、二五五―二八七ページ。
- 杉本竜也「ジョアン・トロントの『ケアのデモクラシー』論」『法学紀要』第六二巻、二〇二二年、六三―八四ページ。
- バーバー、ベンジャミン R.、山口晃訳『〈私たち〉の場所 消費社会から市民社会をとりもどす』（慶應義塾大学出版会、二〇〇七年）。
- バーバー、ベンジャミン R.、竹井隆人訳『ストロング・デモクラシー 新時代のための参加政治』（日本経済評論社、二〇〇九年）
- ハミルトン、A. / ジェイ、J. / マディソン、J.、斎藤眞 / 中野勝郎訳『ザ・フェデラリスト』（岩波文庫、一九九九年）。
- モンテスキュー、野田良之 / 稲本洋之助 / 上原行雄 / 田中治男 / 三辺博之 / 横田地弘訳『法の精神』（上）（岩波文庫、一九八九年）。
- 山口定『市民社会論 歴史的遺産と新展開』（有斐閣、二〇〇四年）。
- Edwards, Michael, *Civil Society 4th Edition* (Cambridge: Polity, 2020)
- Gilligan, Carol, *In a Different Voice: Psychological Theory and Women's Development* (Cambridge, Massachusetts: Harvard

University Press, 2003).

Held, Virginia, *The Ethics of Care: Personal, Political, and Global* (Oxford: Oxford University Press, 2006).

Jaume, Lucien, Translated by Arthur Goldhammer, *Tocqueville: The Aristocratic Sources of Liberty* (Princeton: Princeton University Press, 2013).

Tocqueville, Alexis de, *Œuvres II (De la démocratie en Amérique I)*, Bibliothèque de la Pléiade (Paris: Gallimard, 1992).  
クヴィル、松本礼二訳『アメリカのデモクラシー』第一巻(上)(岩波文庫、二〇〇八年)。

Tronto, Joan C., *Moral Boundaries: A Political Argument for an Ethic of Care* (New York: Routledge, 1993).

Tronto, Joan C., *Caring Democracy: Markets, Equality, and Justice* (New York: New York University Press, 2013).

Tronto, Joan C., *Who cares?: How to reshape a Democratic Politics* (Ithaca: Cornell University Press, 2015).  
アン・C・トント八代訳『ケアするのは誰か? 新しい民主主義のかたち』(白澤社、二〇一〇年)。

(1) Gilligan, Carol, *In a Different Voice: Psychological Theory and Women's Development* (Cambridge, Massachusetts: Harvard University Press, 2003).

(2) Tronto, Joan C., *Caring Democracy: Markets, Equality, and Justice* (New York: New York University Press, 2013), p. 146.

(3) 杉本竜也「社会契約説とケアの倫理における人間像・市民像の比較考察 理性の絶対視・絶対化の功罪」『法学紀要』第六〇巻、二〇一九年、二五九ページ。

(4) Tronto, Joan C., *Moral Boundaries: A Political Argument for an Ethic of Care* (New York: Routledge, 1993), pp. 145-146.

(5) Tocqueville, Alexis de, *Œuvres II (De la démocratie en Amérique I)*, Bibliothèque de la Pléiade (Paris: Gallimard,

- 1992), p. 3. トクヴィル、松本礼二訳『アメリカのデモクラシー』第一卷(上)(岩波文庫、二〇〇八年)九ページ。
- (9) Held, Virginia, *The Ethics of Care: Personal, Political, and Global* (Oxford: Oxford University Press, 2006), p. 22. ヴァージニア・ヘルドによれば、フェミニズム研究者によるケアの倫理に対する批判は、ケアの倫理が持つ伝統的規範との共通性に対する警戒感に由来する。
- (7) Tronto, *Caring Democracy*, p. 29.
- (8) Tronto, Joan C., *Who cares?: How to reshape a Democratic Politics* (Ithaca: Cornell University Press, 2015), p. 15. トロント、ジョアン C.、岡野八代訳『ケアするのは誰か? 新しい民主主義のかたちへ』(白澤社、二〇一〇年)二九ページ。訳は、本稿著者による。
- (9) Tronto, *Caring Democracy*, p. 30.
- (10) Tronto, *Caring Democracy*, p. 23. トロントは、五段階のケアのフェーズを考えている。第一に充足されていないケアのニーズに気づく「気遣うこと」(caring about)」、第二にケアのニーズを確実に満たすという責任を認識する「配慮すること」(caring for)」、第三に実際にケアを実践する「ケアすること」(care-giving)」、第四に適切なケアが提供されたのかを検証する「ケアを受け取ること」(care-receiving)」、そして第五に「共にケアすること」がある。トロントは、初期の思想展開においてケアを四段階に分類していたが、現在彼女はそれらを完成する段階として「共にケアすること」を付け加えている。
- (11) Tronto, *Moral Boundaries*, p. 103. Tronto, *Caring Democracy*, p. 19. Tronto, *Who Cares?*, p. 3. 邦訳二四ページ。
- (12) 本稿全体も同様であるが、特に本節は拙稿「ジョアン・トロントの『ケアのデモクラシー』論」で得られた知見を参考としてまとめられている(杉本竜也「ジョアン・トロントの『ケアのデモクラシー』論」『法学紀要』第六二巻、二〇一二年、六三―八四ページ)。
- (13) Tocqueville, *Œuvres II (De la démocratie en Amérique I)*, p. 29. 邦訳第一卷(上)四六ページ。
- (14) Tocqueville, *Œuvres II (De la démocratie en Amérique I)*, p. 35. 邦訳第一卷(上)五五ページ。
- (15) Tocqueville, *Œuvres II (De la démocratie en Amérique I)*, p. 231. 邦訳第一卷(下)六六ページ。

- (16) トクヴィルも強い影響を受けている『ザ・フェデラリスト』も、デモクラシーと「共和政」を明確に区別している。ただ、この著作における「共和政」は、直接民主政デモクラシーの弊害を匡正する機能を有する代表制を指している（A. ハミルトン／J. ジェイ／J. マディソン、斎藤眞／中野勝郎訳『ザ・フェデラリスト』（岩波文庫、一九九九年）六〇―六一ページ）。
- (17) Jaume, Lucien, Translated by Arthur Goldhammer, *Tocqueville: The Aristocratic Sources of Liberty* (Princeton: Princeton University Press, 2013).
- (18) モンテスキュー、野田良之／稲本洋之助／上原行雄／田中治男／三辺博之／横田地弘訳『法の精神』（上）（岩波文庫、一九八九年）五一―五九ページ。
- (19) Tocqueville, *Œuvres II (De la démocratie en Amérique II)*, pp. 842-843. 邦訳第二卷（下）二六七ページ。
- (20) Tocqueville, *Œuvres II (De la démocratie en Amérique I)*, p. 44. 邦訳第一卷（上）六六ページ。
- (21) Tocqueville, *Œuvres II (De la démocratie en Amérique I)*, p. 460. 邦訳第一卷（下）三八八ページ。
- (22) 宇野重規は、トクヴィルの関心が、共和政ではなく、デモクラシーすなわち政治制度を実際に動かしている社会的ダイナミズムに向けられていることを強調している（宇野重規『トクヴィル 平等と不平等の理論家』（講談社学術文庫、二〇一九年）五一―五四ページ）。トクヴィルの政治思想の最大の特徴は政治や社会を包括するデモクラシーという大きな平等化の流れに注目している点にあるが、彼はデモクラシーが政治もたらす影響を全面的に肯定しているわけではない。これに対して、トクヴィルが「共和政」という言葉を使用する際、そこに否定的な意味合いが含まれていることはない。彼も古代共和政のような政治体制をそのまま復活させるようなことは考えていないし、そのような企ては否定するであろう。だが、彼の記述には、悪性化する恐れのあるデモクラシーの健全性を維持するものとしての「共和政」に対する期待がうかがえる。本稿では、デモクラシーという新たな社会的傾向の中であって「共和政」という概念を重視した意味を重視したい。
- (23) ここでいう「新しい市民社会論」は、日本における社会民主主義的な研究活動や政治運動の中で形成されてきた市民社会論の影響も受けながら、一九九〇年代の社会主義体制の急速な減衰以降に主張されるようになってきた、デモクラシーの再活性化を希求する政治思想のことである。この流れについては、山口定『市民社会論 歴史的遺産と新展開』（有斐閣、

- 二〇〇四年)、植村邦彦『市民社会とは何か 基本概念の系譜』(平凡社、二〇一一年)に詳しい。
- (24) Edwards, Michael, *Civil Society 4th Edition* (Cambridge: Polity, 2020), pp. 5-6.
- (25) バーバー、ベンジャミン R.: 竹井隆人訳『ストロング・デモクラシー 新時代のための参加政治』(日本経済評論社、二〇〇九年)二〇五―二〇六ページ。
- (26) バーバー、『ストロング・デモクラシー』、二二五ページ。
- (27) 「新しい市民社会論」に対して、コミュニティアニズム、とりわけアラスデア・マッキンタイアに代表される初期のそれは、古代以来の「共和政」や共和主義に対する警戒心は希薄である。それは、現代のデモクラシーに対する評価の違いに起因すると考えられる。
- (28) Tocqueville, *Œuvres II (De la démocratie en Amérique II)*, pp. 635-641. 邦訳第二卷(上)二二一―二二二ページ。
- (29) 岡野八代『フェミニズムの政治学 ケアの倫理をグローバル社会へ』(みすず書房、二〇一二年)一九ページ。
- (30) 岡野、『フェミニズムの政治学』、二七ページ。
- (31) 岡野、『フェミニズムの政治学』、二二九ページ。
- (32) Tocqueville, *Œuvres II (De la démocratie en Amérique II)*, pp. 643. 邦訳第二卷(上)二二四ページ。
- (33) バーバーは『〈私たち〉の場所 消費社会から市民社会をとりもどす』等の著作もあるが、それらは一貫した問題意識の中でまとめられたものである。
- (34) Tronto, *Who cares?*, pp. 24-25. 邦訳五〇ページ。
- (35) Tronto, *Caring Democracy*, p. 50.
- (36) Tronto, *Caring Democracy*, p. 43.
- (37) Tronto, *Caring Democracy*, pp. 34-35.
- (38) Tocqueville, *Œuvres II (De la démocratie en Amérique I)*, p. 217. 邦訳第一卷(下)四六ページ。カッコによる補足は本稿著者に与るものではない。



# サン = シモンの自筆書簡 3 通

川 又 祐

1. はじめに
2. サン = シモンのラングレ宛て自筆書簡
3. サン = シモンのリウエ宛て自筆書簡
4. サン = シモンのボマール宛て自筆書簡
5. おわりに

## 1. はじめに

日本大学図書館法学部分館は紀伊國屋書店を通じて、1990年にサン = シモン・コレクションをメリオン・ブック社 (Merrion Book Co. Wickmere House, Wickmere, Norfolk NR11 7JE, England) から購入した。筆者は近年、日本大学図書館法学部分館が所蔵するこのサン = シモン・コレクションの整理に携わり、コレクションに含まれる資料の書誌情報公開に参画した。コレクション整理の結果は法学部分館ウェブページ上で公開されている<sup>(1)</sup>。そしてサン = シモンの草稿類に関しては、カタログ “Nihon University College of Law Library’s Saint-Simon Collection. Manuscripts of Saint-Simon” も公開されている。

法学部分館そして筆者が所有しているサン = シモンの書簡は以下表 1 の通りである (S-S 345、346、362は図書館請求記号である)。①②③はウェブで公開されている<sup>(2)</sup>。筆者は、2019年に④⑤をロンドンの古書店「リチャード・M. フォード社 (Richard M Ford Ltd)」から入手した。この④⑤はすでに筆者によって検討されている (川又、2020)。その後、

2021年に⑥をミラノの古書店「ポントレモリ (Libreria Antiquaria Pontremoli SRL)」から、2022年には⑦をパリの書籍商「ピノー」(Librairie Pinault) から、⑧そしてサン＝シモンの自筆原稿⑨をパリのギャラリー「アーツ・アンド・オートグラフィス」(Arts & Autographs) からそれぞれ入手した。残念ながらこの自筆原稿⑨にサン＝シモンの署名はない。今回は⑥から⑧のサン＝シモンの自筆書簡3通を取り上げる。

表1 サン＝シモン関連資料

①	[Letter, Paris 22 Vend[é]miaire] an 10, to] Citoyen Rihouet / St-Simon	S-S 345
②	[Letter, ca. 1808-1810, to] M. Dubois / St-Simon	S-S 346
③	[Letter, ca. 1813, to Dr. Charles Bougon / Saint-Simon]	S-S 362
④	[Letter, le 12 Avril 1792, to] Monsieur Perregaux Banquier / Saint-Simon	川又蔵
⑤	[Letter, le 23 f[loré] al. an 7, to] Citoyen Rihouët / St-Simon	川又蔵
⑥	[Letter, [ce 12] to] Madame Lingré a S <sup>t</sup> Chaumont / St-Simon	川又蔵
⑦	[Letter, ce 29 vendémiaire, to] Citoyen Rihouët / St-Simon	川又蔵
⑧	[Letter to] Monsieur Bommairt / St-Simon	川又蔵
⑨	Autograph piece, business letter [of Saint-Simon]	川又蔵

## 2. サン＝シモンのラングレ宛て自筆書簡

本書簡⑥は、上述のように2021年6月にイタリア・ミラノの古書店「ポントレモリ (Libreria Antiquaria Pontremoli SRL)」から入手した。本書簡の書誌は表2の通りである。

表2 サン＝シモンのラングレ宛て自筆書簡⑥の書誌

Title	[Letter, [ce 12] to] Madame Lingré a S <sup>t</sup> Chaumont / St-Simon
Author	Saint-Simon, Claude Henri de Rouvroy (1760-1825)
Created	s. l.
Year	s. a. [ce 12]
Language	French
Medium	1 sheet ([1] p.) ; 15.5×18.5cm. folded 15.5×9.3cm Address:7.8×4.5 cm
Notes	Holograph signed.

本書簡はサン＝シモンが友人のラングレ婦人 (Madame Lingré) に宛てた

もので、用紙は二つ折り、全4ページのうち1ページに本文9行、サン＝シモンの署名、その下に年月なしの日付 (ce 12, 12日) が書かれている。なお、テープ跡と思われるものが2か所ある。用紙にウォーターマークはない。

本書簡の画像が図1である。書簡は1枚の用紙で、封をするために3回折られている。その折り目に従って8区画に分け、本文、宛名などの位置を示したのが図2である。

図1 ラングレ宛て自筆書簡画像

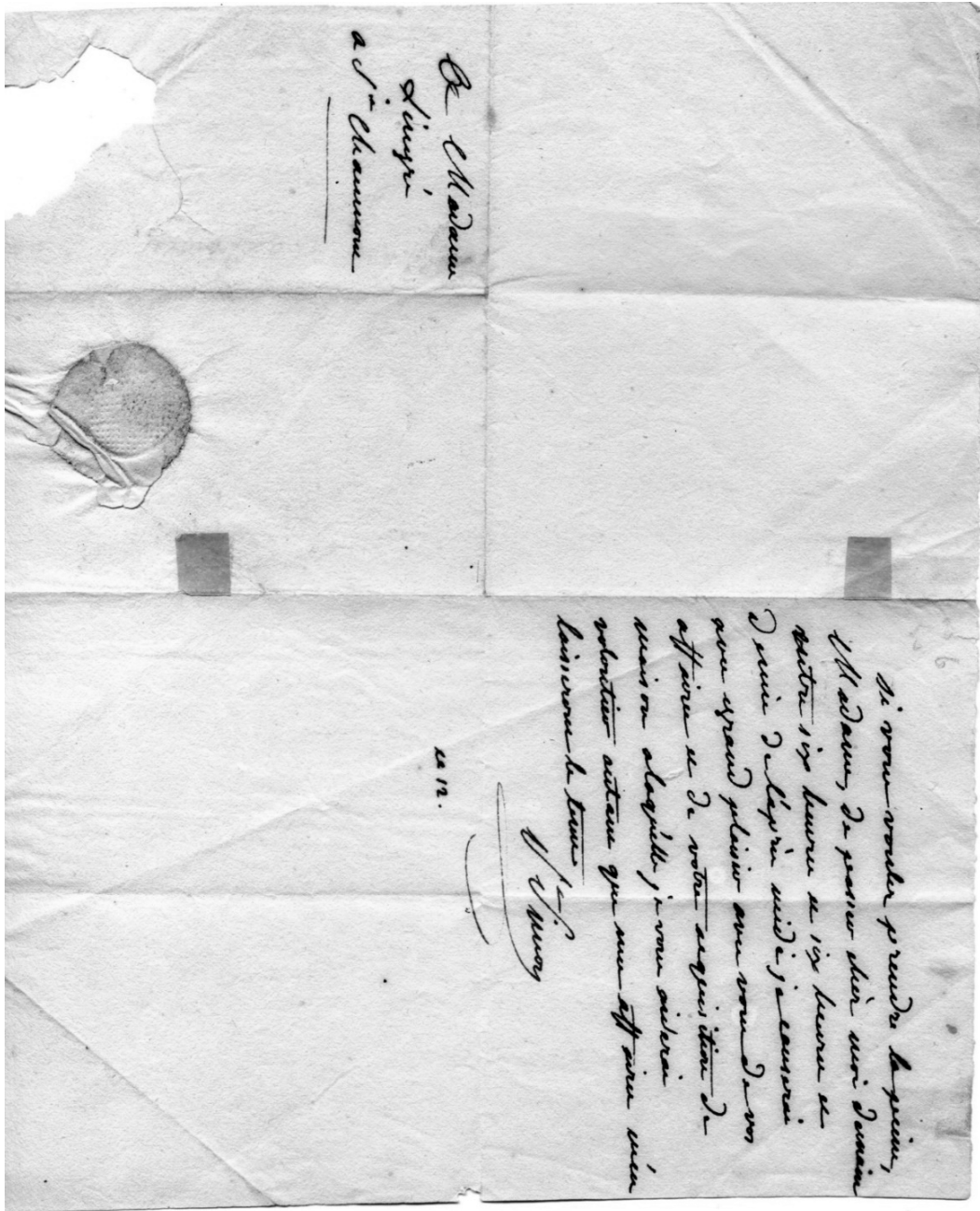
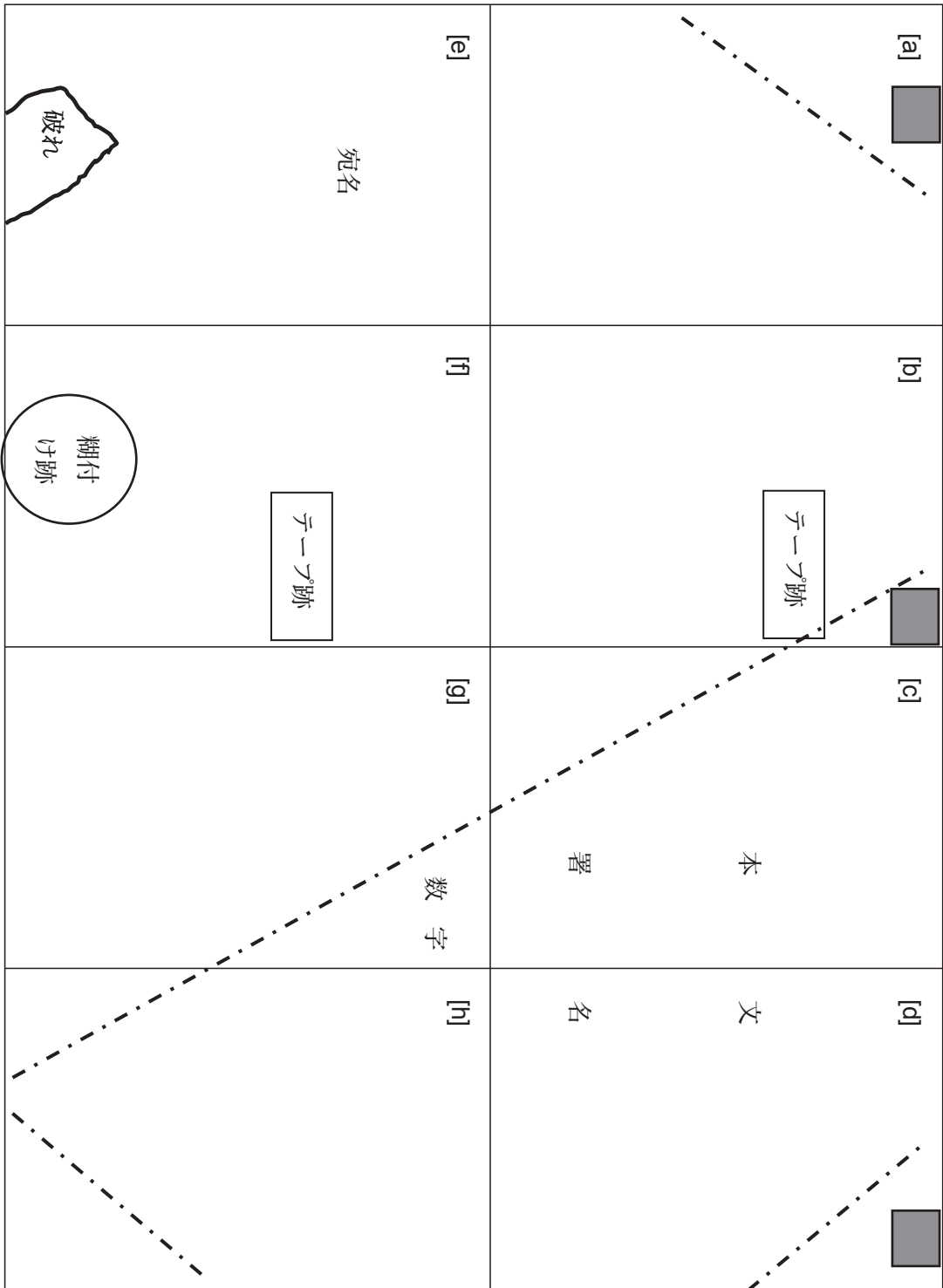


図2 ラングレ宛て自筆書簡の折り目と本文、宛名の位置

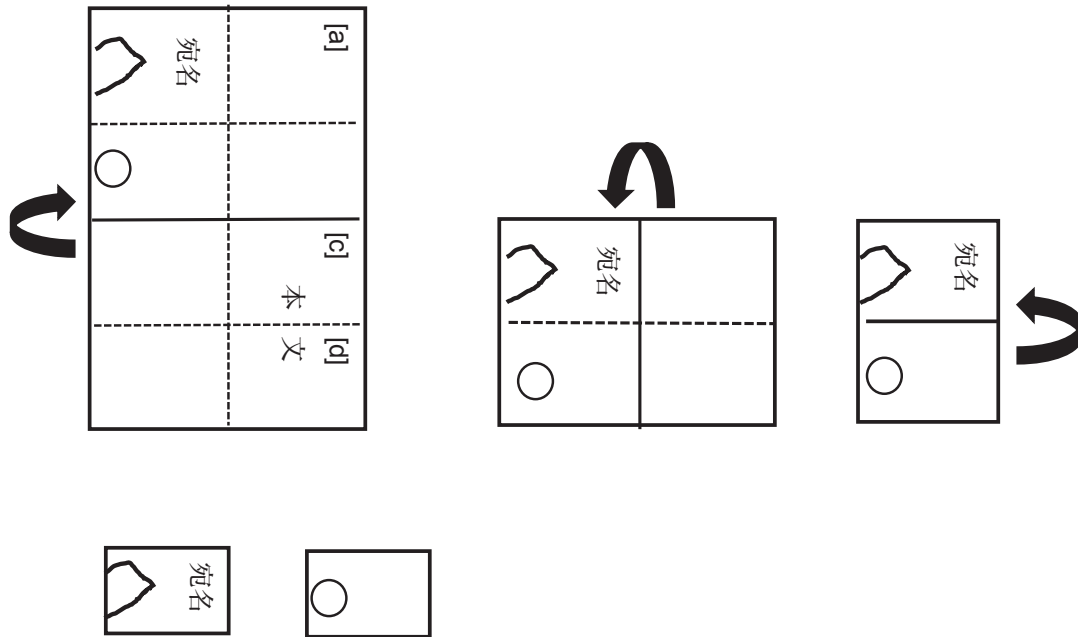


サン＝シモンの自筆書簡3通(川又)

五三(一四二)

次に折り目から推測される封緘方法を示したものが図3である。(図2の一点鎖線は封緘には関係ない、後世の誰かによる折り目と思われる。裏面には、表面とは異なる種類のテープ跡が3か所ある。何かの台紙に張り付けた跡と思われる。)

図3 ラングレ宛て自筆書簡の封緘方法



折り目から推測される封緘方法。

1. 用紙の上から2分の1の実線で山折りにする
2. 本文を区画 [c] [d] に書く
3. 本文ページを裏返して、用紙の左から2分の1の実線で山折りにする
4. 用紙の上から2分の1の実線で山折りにする
5. 表側に宛名を書く
6. 何らかの方法で宛名側の下部分と裏側の下部分を糊付けする

この封緘方法の推測が正しいとすると、開封の際に、糊付けされた部分が破り取られたと思われる。

本文、宛名の拡大図が図4、図5である。

図4 ラングレ宛て自筆書簡本文拡大図

Si vous voulez prendre la peine,  
 Madame, de passer chez moi demain  
 entre six heures et six heures et  
 demie de l'après midi je causerai  
 avec grand plaisir avec vous de vos  
 affaires et de votre acquisition de  
 maison a laquelle je vous aiderai  
 volontiers autant que mes affaires m'en  
 laisseront le tems.

S<sup>t</sup> Simon

ce 12.

## 本文翻刻

Je vous voulez prendre la peine,  
 Madame, de passer ch ez moi demain  
 entre six heures et six heures et  
 demie de l'apr es midi je causerai  
 avec grand plaisir avec vous de vos  
 affaires et de votre acquisition de  
 maison a laqu'elle je vous aiderai  
 volontiers autant que mes affaires m'en  
 laisseront le tems.

S<sup>t</sup> Simon

ce 12.

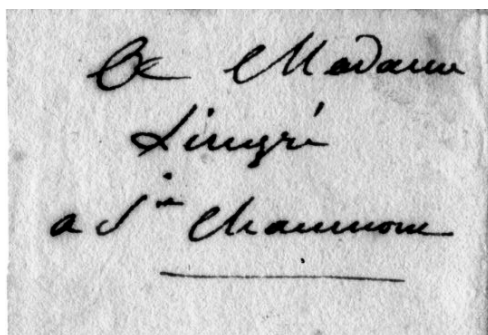
## 本文和訳

「奥様、もしご都合がよろしく、明日の午後6時から6時半までに私の家に来ていただければ喜んでお話させていただきます。あなたのお仕事や住宅購入について、仕事の時間の都合がつく限り、喜んでお手伝いさせていただきます。

サン = シモン

12日]

図5 ラングレ宛て自筆書簡宛名拡大図



## 宛名翻刻

A Madame  
Lingré  
a S<sup>t</sup> Chaumont

## 宛名和訳

「ラングレ婦人様 サン・ショーモン」

本書簡について、サン = シモンの発信年月、発信場所（サン = シモンの住所）は残念ながら特定できない。またラングレ婦人の素性も不明である<sup>(3)</sup>。婦人の住所サン・ショーモン（St Chaumont）に関しては、パリのシテ・サン = ショーモン（Cité Saint-Chaumont）と思われる。（だが画像を見ると、最初の綴りは「St」ではなく、「Jt」の可能性もある。）

フランスにはショーモンの名がついた場所がいくつかある。(ア) フランス北東部、グラン・テスト地域圏オート＝マルヌ (Haute-Marne) 県ショーモン郡の都市ショーモン (Chaumont)。(イ) フランス中部、サントル＝ヴァル＝ド＝ロワール地域圏ロワール＝エ＝シェール県に属するコミューンであるショーモン＝シュル＝ロワール (Chaumont-sur-Loire)。いずれもパリから離れており、馬車を利用したとしても今日連絡して、明日面会するのは時間的にも物理的にも困難である。

ラングレ婦人宛ての書簡について、ビノシェとジケロ社 (binoshce et riquello) のカタログ『18世紀から20世紀の自筆稿と手稿 2018年2月7日水曜日』 (Autographes et Manuscrits du XVIIIe au XXe Siècle. Mercredi 7 février 2018) の55ページ「184 SAINT-SIMONIENS」には、

Considérant (Victor-Prosper) (1808-1894). L.A.S. (s.l.) 29 janv. 1838, 1 p. in-4. ... ; Enfantin (Barthélémy Prosper) (1796-1864) 22 documents. ... ; Saint Simon (Charles-Henri de Rouvroy [sic]) (1760-1825) L.A.S. à Madame de Lingré, (s.l. n.d.) « 13 pluviôse » 1 p. in-4. Adresse. Correspondance amicale, il propose son aide à une dame qui cherche visiblement à se loger.


の記載がある。2018年当時、サン＝シモン派のコンシデラン (Victor Prosper Considérant. 1808-93) とアンファンタン (Barthélemy Prosper Enfantin. 1796-1864)、そしてサン＝シモンの書簡類が販売されたことが分かる。このサン＝シモンのラングレ婦人宛て書簡は、「サン＝シモン... 署名つき自筆書簡、ラングレ婦人宛て (場所不明、年代無し)。「雨月13日」。全4ページのうち〔本文〕1ページ、宛名あり。親し気な書簡で、彼〔サン＝シモン〕は、明らかに住むところを探している女性に協力を申し出ている」という内容である。この書簡からサン＝シモンは、ラングレ婦人と何度か連絡を取り合っていたことが推測できる。



### 3. サン＝シモンのリウエ宛て自筆書簡

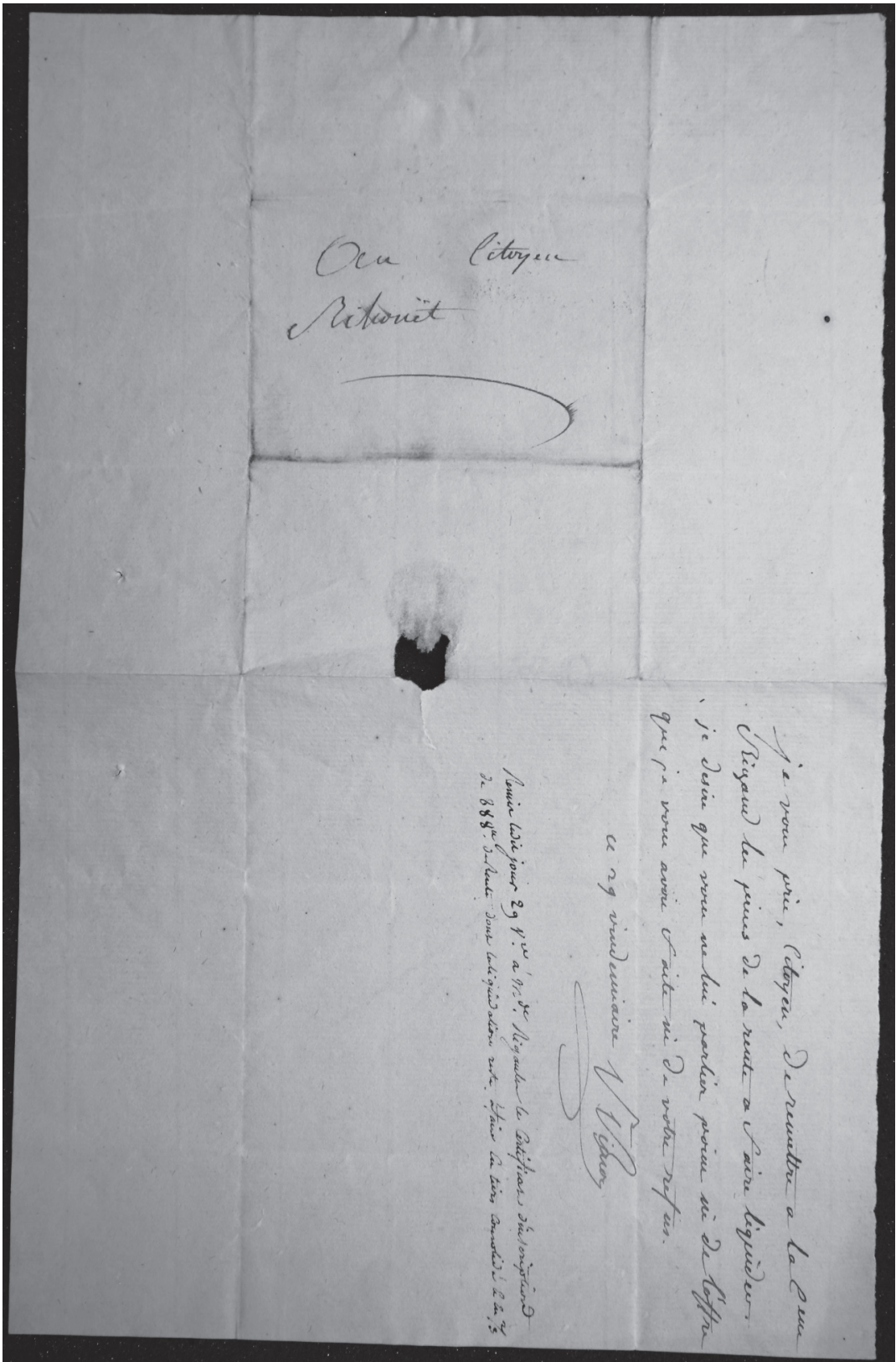
本書簡⑦は、上述のように2022年4月にパリの書籍商「ピノー」(Librairie Pinault) から入手した。本書簡の書誌は表3の通りである。

表3 サン＝シモンのリウエ宛て自筆書簡⑦の書誌

Title	[Letter, ce 29 vendémiaire, to] Citoyen Rihouët / St-Simon
Author	Saint-Simon, Claude Henri de Rouvroy (1760-1825)
Created	s.l.
Year	s.a. ce 29 vendémiaire
Language	French
Medium	1 sheet ([1] p.) ; 20.2×31.5cm. folded 20.2×15.8 cm Address : 6.2×9.3 cm
Notes	Holograph signed. Paper watermarked Watermark : D&CBLAUW 

宛名人リウエ (Philippe François Bonaventure Rihouët. 1755-1833.) は、サン＝シモンの事業協力者であったレーデルン伯爵 ((Redern, Jean-Frédéric-Sigismond-Ehrenreich, Comte de. 1761-1841)) の代理人を務めた。筆者が所有しているもう1通のサン＝シモンのリウエ宛て自筆書簡⑤については、前述のようにすでに検討してある<sup>(4)</sup>。本書簡⑦は、用紙二つ折り、全4ページのうち1ページに本文4行、サン＝シモンの署名がある。本書簡における署名 Simon の S の字が他の書簡の署名と異なっており、特徴的である。ウォーターマークは、D&CBLAUW である<sup>(5)</sup>。書簡の画像は図6である。

図6 リウエ宛て自筆書簡画像





サン＝シモンの自筆書簡3通(川又)

四七(一三五)

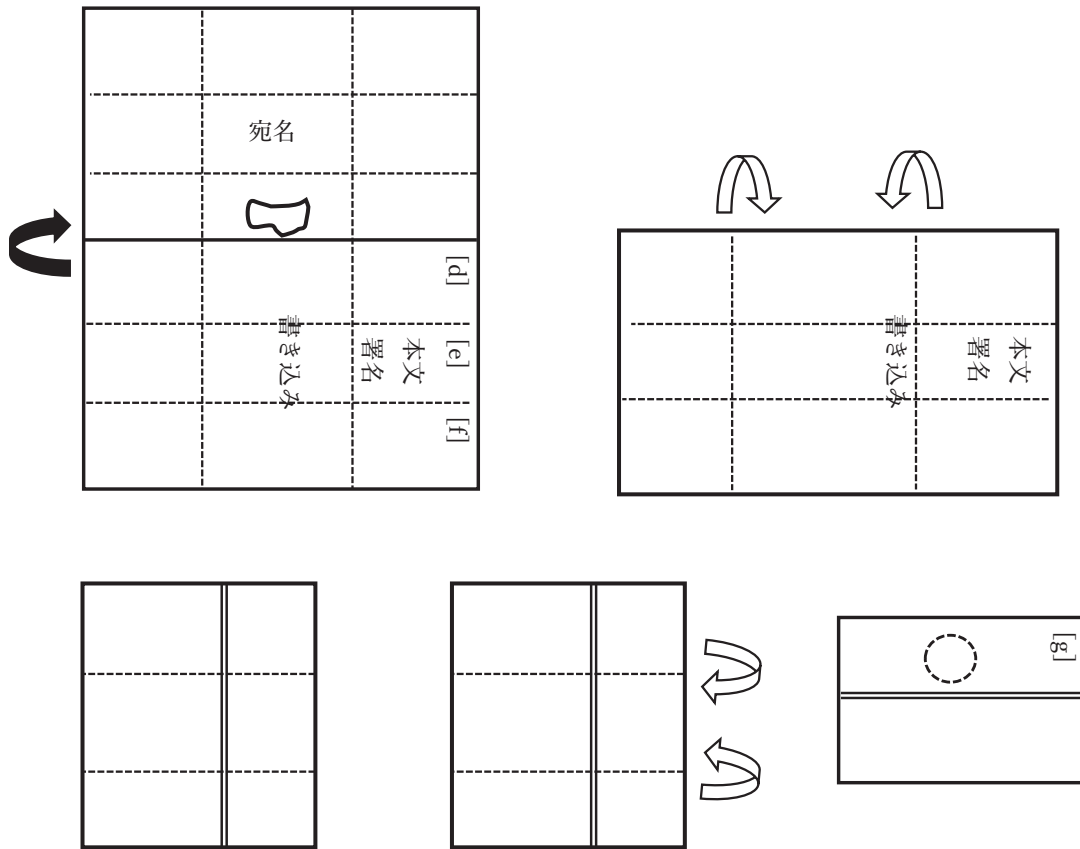
本書簡は1枚の用紙で、封をするために5回折られている。その折り目に従って18区画に分け、翻刻した本文、宛名などの位置を示したのが図7である。区画 [g] の点線部分 (○) は、裏面に糊付け跡があることを表している。

図7 リウエ宛て自筆書簡の折り目と本文、宛名の位置

[m]		[s]	[a]
[n]	宛名	[n]	[b]
[o]		[i]	[c]
[p]		[j]	[d]
[q]	書き込み	[k]	[e] 本文 署名
[r]		[l]	[f]

次に折り目から推測される封緘方法を示したものが図8である。

図8 リウエ宛て自筆書簡の封緘方法



折り目から推測される封緘方法。

1. 用紙の上から2分の1の実線で山折りにする
2. 本文を区画 [d] [e] [f] に書く
3. 本文ページを上にして、用紙の左右から点線で谷折りにする  
左から折り返した部分が右側から折り返した部分の上に来る
4. 用紙の点線で谷折りにする。
5. 裏側に宛名を書く

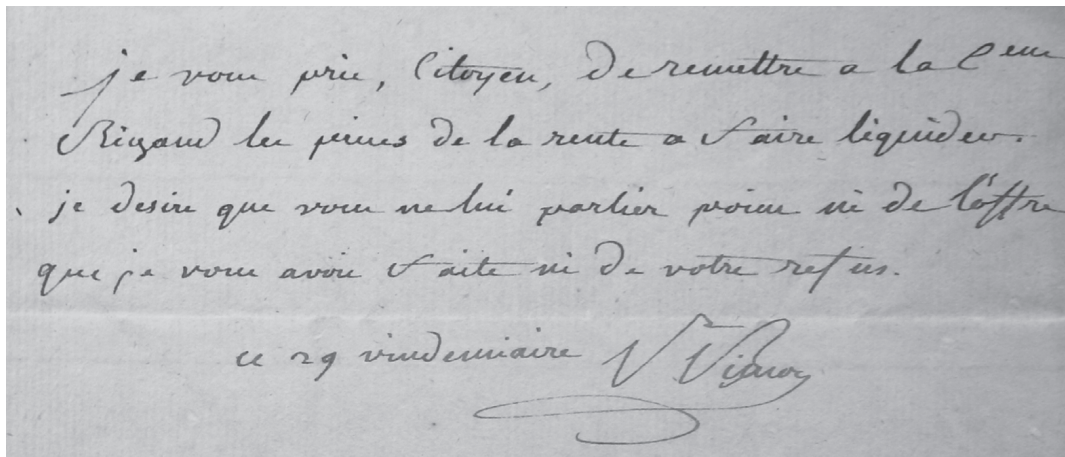
上側から折り返した用紙の上1枚裏側(図8の区画 [g] の裏側)と、

下側から折り返した部分を何らかの方法で糊付けをして封をする

この封緘方法の推測が正しいとすると、開封の際に、糊付けされた部分が破り取られたと思われる。

本文、宛名の拡大図が図9、図10である。

図9 リウエ宛て自筆書簡本文拡大図



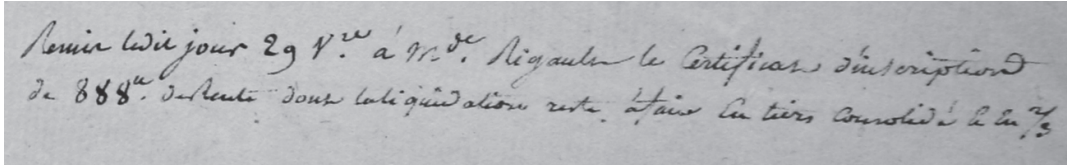
## 本文翻刻

Je vous prie, Citoyen, de remettre a la Cette  
 Rigaud les primes de la rente à faire liquider.  
 Je desire que vous ne lui parler point ni de l'offre  
 que je vous avois faite ni de votre refus.  
 ce 29 vindemiaire S<sup>t</sup> Simon

## 本文和訳

市民〔リウエ〕様、清算される地代の割増金をこのリゴー氏に返  
 還していただけますようお願いいたします。  
 私があなたに申し出たことも、あなたが断ったことも、彼に話し  
 てほしくはありません。  
 ぶどう月29日 サン＝シモン

図10 リウエ宛て自筆書簡書き込み拡大図



サン＝シモンの自筆書簡3通（川又）

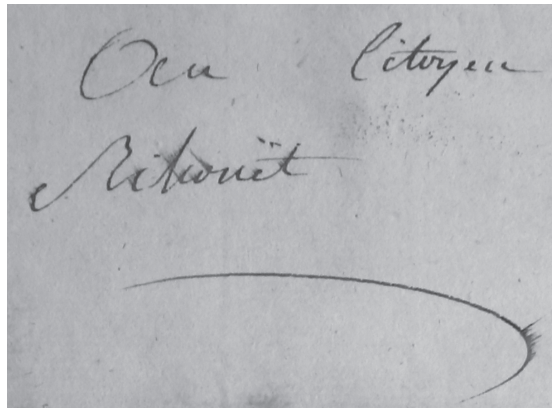
書き込み翻刻（サン＝シモンの筆跡とは異なる）

Remir le dit jour 29<sup>ve</sup>[?] à M<sup>de</sup>. Rigault le Certificat  
d'inscription  
de 888<sup>ce</sup>[?]. des leute dous la liquidation reste à faire la  
tiers consolid à le[?] en[?] 2/3

書き込み和訳

この書き込みの筆跡は、サン＝シモンのものではない。翻刻できない部分があるため、和訳できない（上述ぶどう月29日、リゴー氏に888？の登録証書を提出し、残りの清算が第三者によって3分の2に統合される、の意か）。本文と書き込みでは、リゴーの綴りが異なっている。

図11 リウエ宛て自筆書簡宛名拡大図



宛名翻刻

Au Citoyen  
Rihouët

四三（一三二一）

## 宛名和訳

## 「市民リウエ様」

本書簡のリウエの綴り (ë、トレマ) は、日本大学図書館法学部分館が所蔵するサン＝シモンのリウエ宛て自筆書簡①では e になっている。筆者所有のもう 1 通のリウエ宛て自筆書簡⑤を確認したところ、トレマになっている。サン＝シモンはレーデルンと資産分割で対立しており、本書簡もそれに関連する資金の支払いをリウエに求めていると思われる。本文に登場するリゴアの素性は不明である<sup>(6)</sup>。

## 4. サン＝シモンのボマール宛て自筆書簡

本書簡⑧は、上述のように2022年7月にパリのギャラリー「アーツ・アンド・オートグラフィス」(Arts & Autographs) から入手した。本書簡の書誌は表4の通りである。

表4 サン＝シモンのボマール宛て自筆書簡⑧の書誌

Title	[Letter to] Monsieur Bommairt / St-Simon
Author	Saint-Simon, Claude Henri de Rouvroy (1760-1825)
Created	s.l.
Year	s.a.
Language	French
Medium	1 sheet ([1] p.) ; 18.2×29cm. folded 18.2×14.5cm Address:5.5×8.2 cm.
Notes	Holograph signed.

サン＝シモンが友人のボマール (Monsieur Bommairt) に宛てた書簡で、用紙二つ折り、全4ページのうち1ページに本文4行、サン＝シモンの署名がある。用紙にウォーターマークはない。

書簡の画像が図12である。





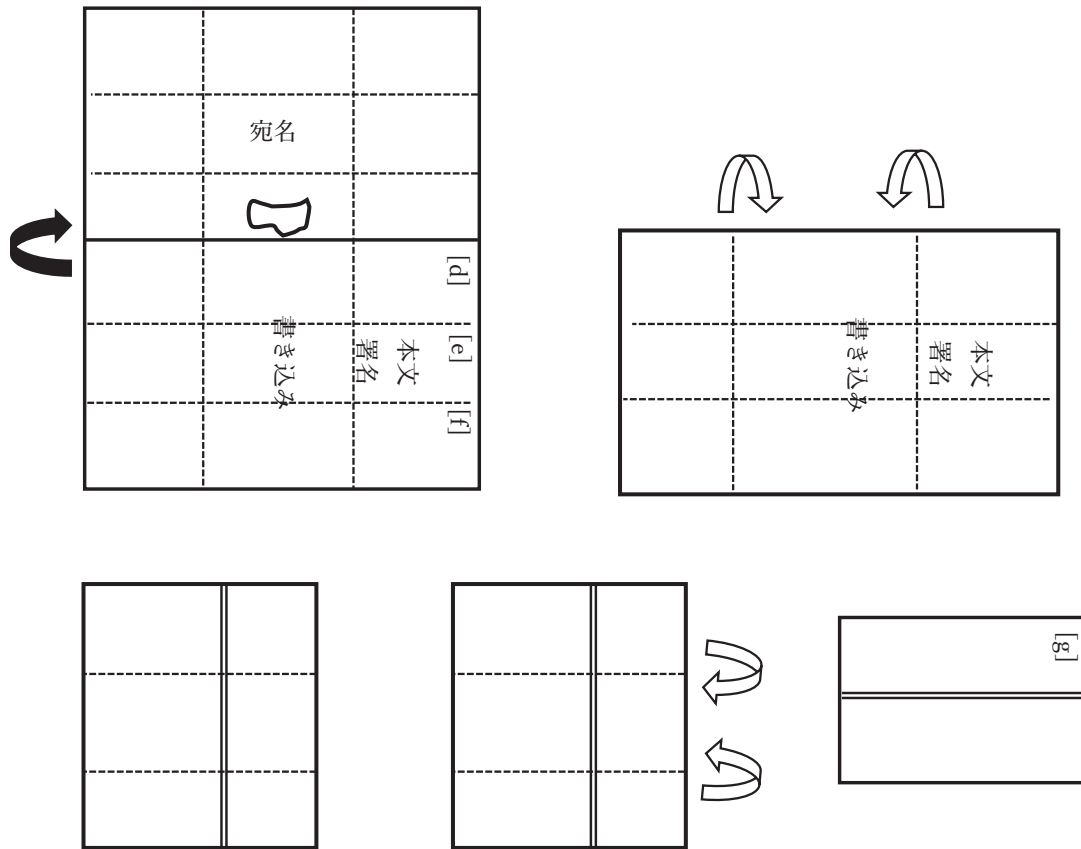
書簡は1枚の用紙で、封をするために5回折られている。その折り目に従って18区画に分け、翻刻した本文、宛名などの位置を示したのが図13である。区画 [g] の点線部分 (○) は、裏面に糊付け跡があることを表している。

図13 ボマール宛て自筆書簡の折り目と本文、宛名の位置

[m]	[g]	[a]
	○	書き込み
[n]	[h]	[b]
	宛名	
[o]	[i]	[c]
書き込み	破れ目	
[p]	[j]	[d]
	書き込み	本文 署名
[q]	[k]	[e]
[r]	[l]	[f]

次に折り目から推測される封緘方法を示したものが図14である。(図13の一点鎖線は封緘には関係ない、後世の誰かによる折り目と思われる。)

図14 ポマール宛て自筆書簡の封緘方法



折り目から推測される封緘方法。

1. 用紙の上から2分の1の実線で山折りにする
2. 本文を区画 [d] [e] [f] に書く
3. 本文ページを上にして、用紙の左右から点線で谷折りにする  
左から折り返した部分が右側から折り返した部分の上に来る
4. 用紙の点線で谷折りにする。
5. 裏側に宛名を書く

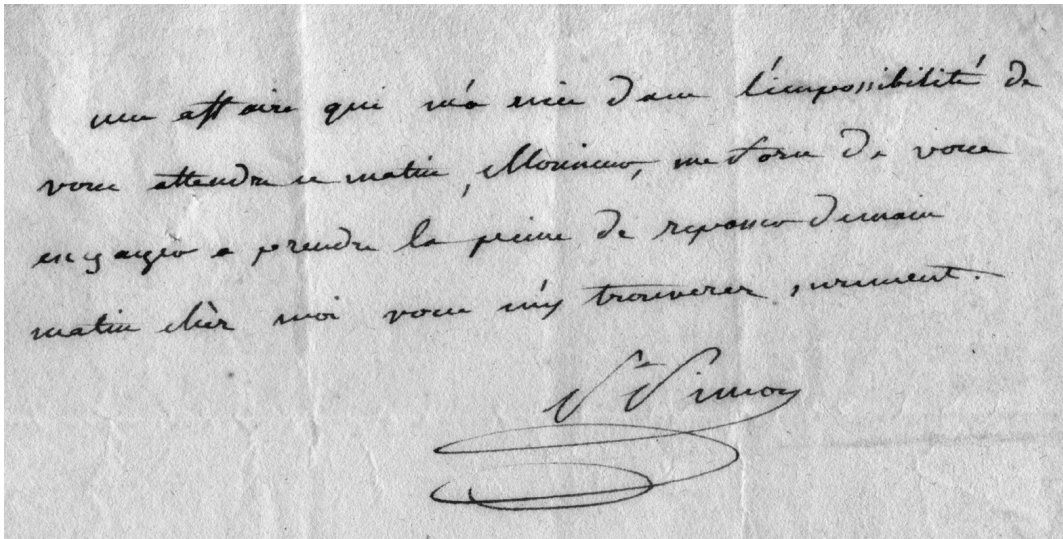
上側から折り返した用紙の上1枚裏側（図13の区画 [g] の裏側）と、

下側から折り返した部分を何らかの方法で糊付けをして封をする

この封緘方法の推測が正しいとすると、開封の際に、糊付けされた部分が破り取られたと思われる。

本文、宛名の拡大図が図15、図16である。

図15 ボマール宛て自筆書簡本文拡大図



## 本文翻刻

une affaire qui m'a mis dans l'impossibilité de  
vous attendre ce matin, Monsieur, me force de vous  
engager a prendre la peine de repasser demain  
matin chez moi vous m'y trouverez surement.

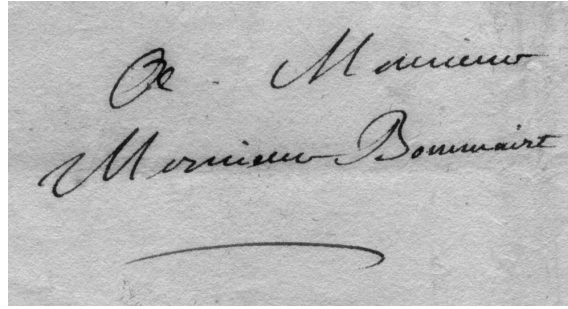
S<sup>t</sup> Simon.

## 本文和訳

今朝はどうしてもお目にかかれなかった件についてです。明日の朝は是非とも私の家にお越しく下さい。あなたはそこできっと私が見つかります。

サン = シモン

図16 ボマール宛て自筆書簡宛名拡大図



宛名翻刻

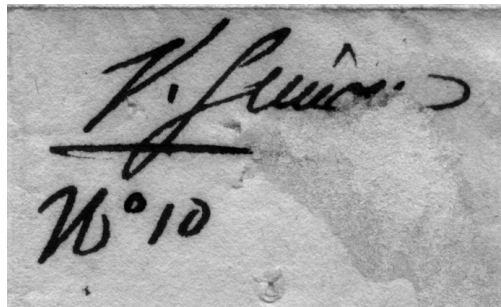
A Monsieur  
Monsieur Bommairt

宛名和訳

「ボマール様」

2か所の書き込みの拡大図が図17、図18である。

図17 ボマール宛て自筆書簡書き込み拡大図



書き込み翻刻（2行、サン＝シモンの筆跡とは異なる）

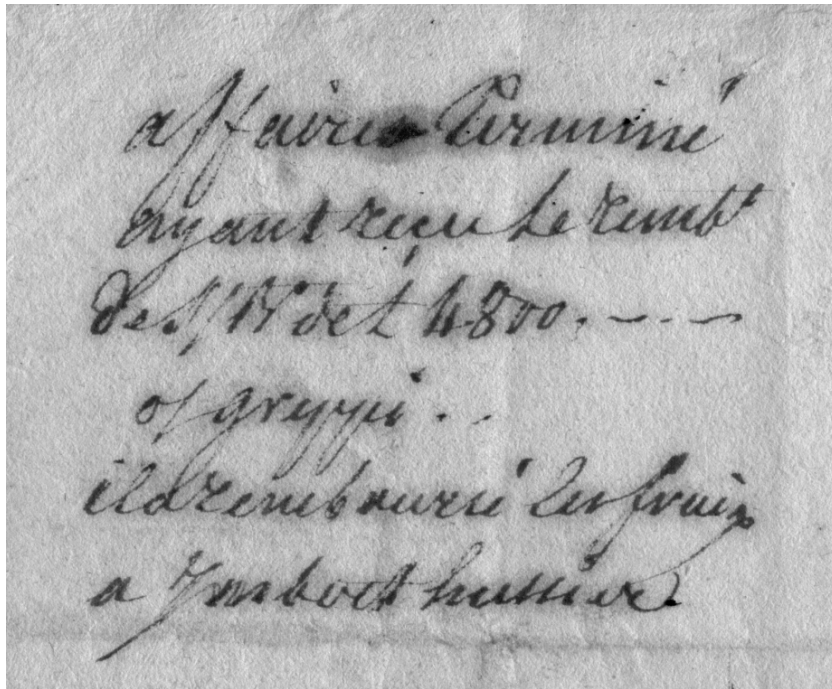
S. Simon  
 N° 10

## 書き込み和訳

サン = シモン

10番

図18 ボマール宛て自筆書簡書き込み拡大図



書き込み翻刻（6行、サン＝シモンの筆跡とは異なる）

affaire Terminé

ayant reçu le remb<sup>t</sup> [remboursement の略]

de ??? de L 4800 - — - —

ot Greppi.

il a remboursé les frais

a ???????? huissier [?]

## 書き込み和訳

翻刻が完全ではなく、和訳は困難である。販売業者「アーツ・アンド・オートグラフィス」からは、「Une note au verso indique qu'il s'agissait d'un remboursement ou d'un billet à ordre avec recours à un huissier.」

「裏面のメモは、それが執行官を頼った払い戻しまたは約束手形であったことを示しています」との情報が得られている。

本書簡は、サン＝シモンがボマールに再訪を申し入れる内容となっている。本書簡も、サン＝シモンの発信日、発信場所、そしてボマールに関する情報は明らかではない<sup>(7)</sup>。

この書簡は、パリのオークションハウス・ピアサ (Piasa) のカタログ『歴史的な書籍、書簡、自筆手稿、文書。2010年5月4日火曜日と5日水曜日』(Livres Lettres et Manuscrits Autographes Documents Historiques. Mardi 4 et Mercredi 5 Mai 2010) の122ページ581番に次のように掲載されていたものである。

“Claude-Henri de Rouvroy, comte de SAINT-SIMON (1760-1825) ... L.A.S., à M. Bommairt ; demi-page petit in-4, adresse.” (サン＝シモン ... ボマール氏宛て自筆署名書簡、全4ページのうち〔本文〕半ページ小、宛名あり)

12年後、アーツ・アンド・オートグラフィスを介して、本書簡は海を渡り、日本に到着した。

## 5. おわりに

今回取り上げたサン＝シモンの自筆書簡によって、サン＝シモンが、ラングレ婦人に便宜を図っていたこと、リウエに地代の清算を要求していたこと、そしてボマールに再訪を申し入れていたことが明らかとなる。サン＝シモンの研究にとってこれらの事実を明らかにすることができた意義は大きい。さらにこの自筆書簡研究によって明らかになった点は次の通りである。

- 1) 表1の書簡①で用いられている用紙のウォーターマークはプロ・パトリア (Pro patria)、④⑦のそれは D&CBLAUW、⑤のそれはユリ (Lily) となっており、サン＝シモンは様々なウォーターマークの用紙を書簡に用いていた。

- 2) 表1の④⑦は同じ用紙であるが、①⑤⑥⑧の4通はそれぞれ異なる用紙（色見、大きさ、厚み）である。サン＝シモンは、ウォーターマークのない用紙も種々、書簡に用いていた。
- 3) 表1の①と⑤の封緘方法は同じである。
- 4) 表1の⑦と⑧の封緘方法は同じである。
- 5) 表1の④と⑥の封緘方法は異なっており、①⑤そして⑦⑧ともに異なっている。

前稿においても指摘したが、サン＝シモンの自筆書簡の本格的研究はまだまだの状況である。森博は、サン＝シモン関連資料の所蔵先を明らかにしている（森、第1巻、pp.51-67）。今後、法学部分館の資料も含めて、各所蔵機関の資料の比較研究が進展することを期待したい。

#### 注

- (1) 日本大学図書館法学部分館の蔵書献索（詳細献索）において、文庫区分から「サン＝シモン・コレクション」を選択して検索すると417件が表示される。
- (2) 日本大学図書館法学部分館、著名学者書簡コレクション（The famous scholar's letter collection）、サン＝シモン書簡一覧  
<https://www.law.nihon-u.ac.jp/library/collectionpack/saint-simon/index.html>
- (3) ラングレ婦人に関する有力な情報はない。森博編・訳『サン＝シモン著作集』の索引にもその名は見つからない。
- (4) サン＝シモンのリウエ宛て自筆書簡⑤書誌（川又、p.13）

Title	[Letter, le 23. f[loré] al. an 7, to] Citoyen Rihouët / St-Simon
Author	Saint-Simon, Claude Henri de Rouvroy (1760-1825)
Created	s.l.
Year	le 23. f[loré] al. an 7 [12 May 1798]
Medium	1sheet ([1] p.) ; 18.4×24cm. folded 18.4×12 cm Address : 7.3×12 cm
Notes	Holograph signed Paper watermarked Watermark : Lily

- (5) このウォーターマーク“D&CBLAUW”がついた用紙は、Nihon University College of Law Library's Saint-Simon Collection. Manuscripts of Saint-Simon（日本大学法学部図書館サン＝シモン・コレクション。サ

ン＝シモンの手稿)、カタログ番号354番、[Note on the 18th century philosopher, Condorcet / Saint-Simon] でも使用されている(図書館請求記号 S-S 354)。しかし、図書館が所蔵している資料 S-S 354 の用紙の厚みは、本書簡の用紙よりも薄い。一方、筆者が所有しているサン＝シモンのペルゴー宛て書簡④と本書簡は、ウォーターマークと用紙の厚みが同じである。

このウォーターマーク“D&CBLAUW”は、オランダの製紙業一家のものであるらしい。

サン＝シモンのペルゴー宛て自筆書簡④書誌(川又、p.6)

Title	[Letter, le 12 Avril 1792, to] Monsieur Perregaux Banquier / Saint-Simon
Author	Saint-Simon, Claude Henri de Rouvroy (1760-1825)
Created	Peronne
Year	1792
Medium	1 sheet ([1] p.) ; 20×31.4cm. folded 20×15.7cm Address : 6.3×9.8 cm
Notes	Holograph signed Paper watermarked Watermark : D&CBLAUW Stamp : 75 [?] PERONNE [black] Sealing wax : SSS [?] [red]

- (6) リゴーに関する有力な情報はない。森博編・訳『サン＝シモン著作集』の索引にもその名は見つからない。
- (7) ボマールに関する有力な情報はない。森博編・訳『サン＝シモン著作集』の索引にもその名は見つからない。

### 参考文献

川又祐「サン＝シモンのペルゴー宛てとりウエ宛て自筆書簡」『日本法学』(南部篤教授退職記念号)、85(4)、2020年、1-19。KAWAMATA Hiroshi, “Saint-Simon. Two Autograph Letters signed to Perregaux and Rihouët.” in : *NIHON HOGAKU (Journal of Law)*. Vol. 85 No. 4. March 2020. pp. 1-19.

日本大学図書館法学部分館、著名学者書簡コレクション (The famous scholar's letter collection)、サン＝シモン書簡一覧

<https://www.law.nihon-u.ac.jp/library/collectionpack/saint-simon/index.html>

森博編・訳『サン＝シモン著作集』全5巻。恒星社厚生閣、1987-1988年。

binoche et giquello, *Autographes et Manuscrits du XVIIIe au XXe Siècle*. Mercredi 7 février 2018.

chrome-extension://efaidnbmnnnibpcajpcglclefindmkaj/https://www.



gazette-drouot.com/telechargement/catalogue?venteId=89296

“D&C<sub>BLAUW</sub>”

<https://zaansepapiergeschiedenis.nl/historie/familiebedrijven/blauw-dirk/>

Nihon University College of Law Library's Saint-Simon Collection. Manuscripts of Saint-Simon. 2019. (日本大学法学部図書館サン = シモン・コレクション。サン = シモンの手稿)

chrome-extension://efaidnbmnnnibpcajpcglclefindmkaj/<https://www.law.nihon-u.ac.jp/library/pdf/345-364.manuscript.catalog.vers.6.pdf>

Piasa, *Livres Lettres et Manuscrits Autographes Documents Historiques*. Mardi 4 et Mercredi 5 Mai 2010.

chrome-extension://efaidnbmnnnibpcajpcglclefindmkaj/[https://www.bibliore.com/wp-content/uploads/catalogue/pdf/cat-vent\\_drouot4-05-10-cat.pdf](https://www.bibliore.com/wp-content/uploads/catalogue/pdf/cat-vent_drouot4-05-10-cat.pdf)

Saint-Simon Three Autograph Letters signed to Madame Lingré,  
Citoyen Rihouët and Monsieur Bommairt.

KAWAMATA Hiroshi

Claude Henri de Rouvroy Saint-Simon (1760-1825) is a very famous social thinker of 18th to 19th century. I have got his autograph letters from 2019 to 2022. I have introduced his autograph letters signed to Perregoux and Rihouët in the *NIHON HOGAKU (Journal of Law)*. Vol. 85 No. 4. March 2020. pp. 1-19. This time, I introduce his autograph letters signed to Madame Lingré, Citoyen Rihouët (1761-1841) and Monsieur Bommairt. They are unpublished. The identities of Madame de Lingré, Monsieur Bommairt and Rigaud (or Rigault) are almost unknown, excluding Citoyen Rihouët. I transcribe the 3 letters and translate them into Japanese. These letters make it clear that Saint-Simon was doing favours for Madame Lingré, asking Citoyen Rihouët to settle the rent, and requesting Monsieur Bommairt to visit again. These letters are valuable for the research on Saint-Simon.



# 米国における人種政策をめぐる 「揺り戻し」への不信の表明

——カウンター・デモクラシーとしてのBLM運動——

福 森 憲一郎

(目次)

1. 人種政治における正統性の危機
2. カウンター・デモクラシー：議会外的不信の表明における正統性
  - 2.1 デモクラシーと人種政治
  - 2.2 人種をめぐる社会運動の政治的帰結
3. BLM運動の政治的帰結
  - 3.1 米国の人種政治における揺り戻し
  - 3.2 BLM運動の発生と展開
    - 3.2.1 既存の政治回路への異議申し立て
    - 3.2.2 2016年の大統領選挙をめぐる動き
    - 3.2.3 BLM運動をめぐる政治回路の固定化
4. 人種政治の二極化

## 1. 人種政治における正統性の危機

本稿は、BLM運動の分析を通じて、議会外における不信の表明が米国人種政治に与えた影響を明らかにする。BLM運動が生まれた背景には、主流の黒人指導者に対する信頼が低下し、従来の政治回路を通じた人種格差構造の解決が困難であるとの認識が存在する。BLM運動の目的は、新たな運動形態や手法を用いて、歴史的に形成された人種

格差構造を明らかにすることにある。BLM 運動は、脱中心的な運動形態を志向し、多様な争点を掲げ、SNS を用いた動員を効果的に行ってきた。

BLM 運動の主要な参加者たちは、既存の人種をめぐる社会運動に対しては、批判的な態度を示しており、自らの運動が必ずしも特定の政治的決定や政策に結びつくことを意識している訳ではない。しかし、BLM 運動は、政治過程への影響力を全く意図しない運動なのであろうか。本稿は、カウンター・デモクラシーとしての BLM 運動に注目し、BLM 運動の発生が、人種政治をめぐる議会内外の関係にいかなる影響を与えたのかを明らかにする。

米国において、黒人の地位に関する問題は重要な争点のひとつであり、黒人の権利保護のための制度構築が試みられる中で、議会外における運動が影響力をもつ場面も多くみられた。しかし、公民権運動以降、黒人が投票を通じた政治参加を実現していく中で、政治過程では非黒人との調整が求められるようになる。その結果、議会内の決定に不満を抱える人々は、議会外において新たな不信の表明を行うことになる。BLM 運動における異議申し立ては、刑事司法制度に内在する人種格差構造に対して行われるものであるとともに、既存の代議制デモクラシーのもとでは人種問題の解決が困難であるとの認識を表すものでもある。

本稿は、BLM 運動に対する政治的アクターの反応の違いに注目することにより、運動の発生から拡大に至る過程において、米国の人種政治における党派的対立がどのように変化したのかを明らかにする。BLM 運動は、バラク・オバマ (Barak Obama) の政権において発生し、オバマ大統領は運動に対して肯定的な態度を示すものの、運動側は既存の政治回路全体に対する批判的な態度を示す。しかし、ドナルド・トランプ (Donald Trump) の政権になると、BLM 運動に対する対応を受けて、運動側は現政権に対する批判を強め、選挙政治に対して積極的な姿勢を示すようになる。さらに、トランプの BLM 運動への反応は、

争点としての人種政治に関する認識に対しても影響を与え、共和党員よりも民主党員のリベラルな態度形成を促進することになる。本稿では結論として、BLM運動の活発化が人種格差構造への注目を高めながらも、トランプ政権におけるBLM運動の対応が、人種政治に関する党派対立の二極化を進展させた点を明らかにする。

本稿の構成は以下の通りである。次節では、本稿の分析アプローチに関する説明を行う。デモクラシー論がかかえる人種の問題に対して、カウンター・デモクラシー論はいかなる見方を提示するのかを示し、社会運動の政治的帰結を明らかにする分析アプローチの説明を行う。3節では、第一に、BLM運動が掲げるテーマやアプローチが、米国の人種政治において先行する運動と比較した場合、いかなる点に違いがあるのかを示す。第二に、BLM運動の発生や拡散に影響を与えた事件を取り上げ、メディアの反応や政治的アクターの動きを明らかにする。特に、2016年の大統領選挙によって運動側の戦略が変化したことにより、人種政治に関する動きがどのように変化したのかに注目する。最後に、本稿のまとめと課題を示す。

## 2. カウンター・デモクラシー：議会外の不信の表明における正統性

### 2.1 デモクラシーと人種政治

BLM運動は2013年頃から始まった運動であり、警察の暴力や過剰な取り締まりをはじめとする、様々な領域における人種格差に対して抗議を行う (Williamson et al. 2018; Dave et al. 2020)。BLM運動は、SNSを用いながら広範な動員を行い、運動が掲げるメッセージを拡散していった。特に、警察による黒人への暴力行為を映した動画が拡散されると、BLM運動は米国国内の様々な場所で行われるようになる。BLM運動に対して、黒人に限定されない多くの人々が注目するようになった。

BLM 運動が用いるレパトリーに関しては、オンライン上において行われる運動の範囲や、運動がもたらす影響に関して分析が行われてきた (Freelon et al. 2016; Jackson and Welles 2016; Bonilla and Rosa 2015)。特に、運動に対して「外部の人々」がどのような認識をもっているのか (Tillery Jr 2019; Peay and Tyler 2021)、BLM 運動における組織化やデモが平和的に行われているかどうかという点に注目が集まっている (Kishi and Jones 2020)。

さらに、BLM 運動に関する分析において、運動が用いる「新たな」手段以外の論点としては、運動の発生に格差構造が与える影響についての分析が不十分であること (Williamson et al. 2018) や、統治機構がはらむ抑圧や暴力への注目が必要であることが指摘されている (Soss and Weaver 2016)。本稿は第一に、BLM 運動の拡大が米国の人種政治に与えた影響を明らかにするために、デモクラシー論の観点から BLM 運動をめぐる議会内外の関係に注目する。

米国における人種政治は、多元的デモクラシーがはらむ問題のひとつを表している (Bernhard and O'Neil 2021)。アクター間の競争としてデモクラシーを定式化する場合、黒人などの特定の集団が、意思決定プロセスから構造的に排除される危険性がある (山本 2021)。米国では、一方において、人種格差の是正を求める運動が行われながらも、もう一方においては、黒人の権利保護のための運動に対抗する動きが存在してきた (岡山・西山 2019)。公民権法 (Civil Right Act of 1964) と投票権法 (Voting Right Act of 1965) が成立すると、黒人の地位に関する問題は、連邦政府における司法部門が大きな役割を担うようになる。裁判所での訴訟を通じた人種問題の解決は、政党間の妥協の結果生まれた手段でもあった<sup>(1)</sup>。

BLM 運動が始まったきっかけは、黒人が殺害された事件の判決に対する異議申し立てであった。現代の人種政治がかかえる問題点は、既存の人種政治における裁判所を通じた権利獲得が困難であると、黒人の間において認識が共有されている点にある。BLM 運動における不信

の表明は、人種をめぐる法的判断への正統性が毀損されているとの主張を意味し、構造的な人種格差が存在し続けていることを訴えている。

本稿は、カウンター・デモクラシーの一形態として、BLM 運動の分析を試みる。議会外における異議申し立ては、代議制デモクラシーを補完するもう一方のデモクラシーであり、様々な形態（監視、拒否、審判）を通じて政治過程に影響を与え、合法的な民主主義制度を拡張しようとする（Rosanvallon 2006=2017）。BLM 運動の場合は、人種をめぐる既存の政治プロセスに対する異議申し立てが主たる目的であり、特定の政策や決定に運動が結びつくことを意図しているわけではない。しかし、BLM 運動の発生は、人種政治をめぐる議会内の動きと相互的な関係をもたらす可能性もある。本稿は、カウンター・デモクラシーとしての BLM 運動に関して、新たな手段を用いた人種格差構造への異議申し立てという側面だけでなく、議会内外の人種政治をめぐる相互的な動きに与えた影響に注目する。

## 2.2 人種をめぐる社会運動の政治的帰結

議会外の動きが議会内に与える影響は、社会運動における政治的帰結のひとつである。Amenta et al. (2010) によれば、社会運動の政治的影響に関する分析は、運動の成否という文脈から離れ（Gameson 1990）、政治的成果やプロセスに対して運動が与えた影響を検討する段階へと移行している（Andrews 2004; Amenta and Caren 2004）。後者はさらに、政治体制の変化や選挙政治への影響、政策の変更などに分けられる（久保・末近・高橋 2016）。政治に対する社会運動の影響は、運動の支持者に一貫した利益をもたらすだけでなく、集団的なアイデンティティを強化する（Polletta and Jasper 2001）。

社会運動の政治的帰結を規定する要因としては、第一に、運動の動員構造がある。様々な資源を動員する能力は、運動における政治的影響力を高めるための要素のひとつである。しかし、運動の組織化が政治的帰結に直接結びつくわけではなく、運動によって問題が特定され、

特定の解決策が提示されなければならない。運動における主張やフレーミングの形成は、政治的帰結に影響を与える第二の要素となる。

しかし、社会運動の抗議に対して、政治当局の反応が即座に行われるとは限らない。政治制度や選挙政治に取り組む社会運動においては、一定の持続的な取り組みが求められる。政治制度に取り組む運動は、抗議行動より影響力が小さいとみなされる傾向にあるが、特定の候補者への支持や不支持を行う選挙戦略については影響力があるとされる (Clemens 1997; Amenta et al. 2005)。社会運動は、選挙活動への取り組みを戦略として用いることにより、抗議行動を超えた影響を政治に与えようとする (Goldstone 2003, Earl and Schussman 2004, Koopmans 2004, Meyer 2005)。

第三に、社会運動の政治的帰結を規定する要因として、政治的文脈や機会構造がある<sup>(2)</sup>。中央集権化と分権化は、複数のアクセスポイントや拒否権の存在に影響を与える (Tilly 1999)。特に、民主化のプロセスにおいて排除された存在は、黒人や労働者などの基盤に基づく動員が行われる可能性がある。米国では、民主党の相対的な代表性が、非保守的な運動の影響力を増大させることが示されている (Meyer and Minkoff 2004)。しかし、動員を促進する政治的コンテキストが、挑戦者による集団行動の有効性を高めるとは限らない (Meyer and Minkoff 2004; Soule and King 2006)。

米国の人種政治に関する先行研究において、McAdam (1982) は運動の政治的帰結に関する分析を行い、広範な社会変動のプロセスと黒人による抗議活動の関連づけを行っている。McAdamによれば、社会運動とは「排除された集団の側において、非制度的な政治参加の形態に依拠しながら社会構造の変化を促進したり抵抗したりする組織的取り組み」を意味し、社会運動の発展は、政治的機会、動員構造、フレーミングという3つの力学を参照することで説明される (McAdam 1999: 25)。特に、政治的機会は、武力紛争や経済危機、政権交代や人口動態などの、大規模な社会的・政治的・経済的要因に関わるものであり、



動員を促進もしくは制限する環境を構築する (McAdam 1999: 40-43)。

さらに、民主主義諸国において、社会運動は単なる「受容」だけではなく、選挙や役職を通じた政治的ポジションを獲得する「包摂」を目的とすることも多い (Banaszak 2005; Amenta 2006; Paxton et al. 2006)。米国では、永続的な運動政党をつくることは困難であることから (Amenta 2006)、挑戦者は主要政党のどちらかと選挙上のつながりを築こうとする。例えば、労働運動や公民権運動と民主党の関係 (Amenta 1998)、キリスト教右派や中絶反対運動と共和党の関係などが挙げられる (Micklethwait and Wooldridge 2005; Fetner 2008)。しかし、社会運動と政党の関係を明らかにするためには、運動への実際の参加者とターゲットとなる選挙区のメンバーを区別する必要がある、また、運動参加者は、官僚や特定の委員会のメンバーとして任命される可能性も高い。

BLM 運動の場合は、民主党への支持との結びつきが指摘されている (Teeselink and Melios 2022; Bolsover 2020)。民主党は伝統的にマイノリティの問題を支持しており、2020年の党大会では、BLM 運動の非暴力的なイメージとテーマを受け入れていた<sup>(3)</sup>。しかし、BLM 運動に対して共通の認識が持たれ続けたわけではない。例えば、各メディアにおける BLM 運動に関する描写の違いは、運動に対する認識を分断させる可能性が指摘されており (Moore 2021; Bolserver 2020)、平和的な抗議活動としての描写は、マイノリティの懸念や抗議者の要求に対する共感を生むが、より強引な行動としての描写は、少数派への支持を低下させ、法と秩序へのアピールを加速させる恐れがある (Wasow 2020)。本稿は、2012年の BLM 運動の発生から、運動への注目が高まりを見せた2020年までを分析対象とし、BLM 運動に関連する代表的な事例を取り上げ、運動に対する一般の人々の認識がどのように変化し、その結果、政治的アクターがいかなる動きをとったのかを明らかにする。

### 3. BLM 運動の政治的帰結

#### 3.1 米国の人種政治における揺り戻し

BLM 運動に関する報道では、しばしば「制度的人種主義」や「体系的人種主義」といった言葉が取り上げられており、人種間の不平等が制度や政策などの構造的な要因によるものであることが強調されてきた（南川 2020; Bridges 2020; Worland 2020）。BLM 運動は、黒人が参政権を行使し、政治的影響力を拡大させていった1980年代の後半以降の米国において、人種格差が固定化していることへの異議申し立てを行う。

南北戦争後、奴隷制は廃止されたものの、旧南軍の州ではジム・クロウ法を通じて白人至上主義の慣行やイデオロギーが継続しており、雇用や教育政策などの様々な場面において人種間の格差が存在していた（Rothstein 2017）。黒人を排除するための投票税措置は、下層白人や南西部のヒスパニック、先住民をも排除し（Perman 2003; Valley 2004）、米国における人種政治は現実の政治への盲目性を示すものであった（Smith 2004）。

公民権法と投票権法の成立は、公民権運動以降における黒人への第二の権利付与の契機となる。法律の制定によって、人種政治が活動家だけではなく政治家によっても担われるようになり、人種をめぐる闘争の舞台は党大会や州議会に移っていく（松岡 2006）。黒人政治家は、選挙区の区切りや議席再配分などの選挙戦術を用いるようになり、各党の指導者によって人種政治が争点化していく。

特に、黒人の政治参加の進展は、共和党の選挙戦略に影響を与える。共和党は、黒人の権利獲得に抵抗感を示す保守派を取り組み、その結果、民主党一党からなる南部は強固な共和党の南部へと変化し、北部においては穏健な共和党主義が崩壊することとなる（McAdam and Kloss 2014）。現代の共和党は、民主党支持者が多い移民や黒人においても、伝統的な価値観や自由市場経済に魅力を感じる人々がいると考え、「思いやりのある保守主義」のもとビッグ・テント戦略に基づく得票を目指

してきた<sup>(4)</sup>。

さらに、共和党は、保守派の白人の間における支持を固めるために、間接的な人種差別政策に取り組んできた。具体的には、一時期秘密裡に行われていた犬笛人種主義の問題 (Carmines and Stimson 1989) や、薬物と犯罪に対する戦争のための様々な取り組みによって生じた、取り締まりや量刑における人種格差、監獄国家の拡大という問題である (Alexander 2010; Campbell and Schoenfeld 2013; Weaver and Lerman 2010)。現代の人種問題は、黒人の政治参加が進み、政治過程において人種が争点化した中で発生した、社会の様々な領域における人種格差構造である。BLM 運動は、黒人が殺害された事件を通じて、刑事司法制度に存在する格差構造に注目し、異議申し立てを行う。

BLM 運動の特徴は、特定の組織ではなく、多数の組織が集まった連合体によって運動が行われている点にある (Ransby 2018=2022: 22-23)<sup>(5)</sup>。BLM 運動の誕生に影響を与えた存在として、主流の黒人政治とは異なる軸を形成することを目的としたブラック・ラディカル・ कांग्रेस (BRC) がある。BRC は、1995年の「百万人の大行進」においてみられた、黒人資本主義と家父長主義に対抗して設立した組織であり、米国における黒人ラディカリズムの三つの主要な支流をひとつの大きな流れに集めた点に特徴がある<sup>(6)</sup>。

BLM 運動が直面した問題は、第一に、運動内部における関係構築であった。BLM 運動には、BLM グローバル・ネットワーク (BLMGN) と呼ばれる体系的な組織も存在するものの、様々な集団が参加している。そのため、運動内部においては対立が生じる場面も見られた。例えば、BLM 運動に対して国際的な関心が集まると、外部支援者による寄付金などの資金運用に関する議論が行われ、資金提供者と組織の政治的目標との間の緊張関係がみられる場合もあった<sup>(7)</sup>。

さらに、BLM 運動が直面した問題は、主流の政治との関係の中にも見出された (Ransby 2018=2022: 42-47)。例えば、2008年の大統領選挙におけるオバマの勝利が運動に与えた影響は複雑である。オバマ当選に

対して、ブラックコミュニティは当初、積極的に支持した。議会内外における共和党政政治家とその支持者は、オバマ当選の正当性や人間的誠実さに対する攻撃を行うが、ブラックコミュニティは姿勢を変えることはなかった。

しかし、黒人間において富裕層と貧困層の経済格差が拡大し、少数の黒人エリート層の存在に注目が集まるようになると、オバマ政権に対する認識が変化する。中間層や下位層の人々が抱える問題に対して、従来型の政治回路を通じた解決が可能であるとの認識が薄れ、主流の黒人指導層に信頼を置くことが困難になっていった。BLM 運動の誕生に対しては、抵抗運動を行う様々なネットワークの存在とともに、人種問題を解決するとの期待がもたれたオバマ政権に対する不信の存在があった。

## 3.2 BLM 運動の発生と展開

### 3.2.1 既存の政治回路への異議申し立て

BLM 運動の発生に影響を与えた事件として、フロリダ州サンフォードにおける2012年2月26日のトレイヴァン・マーティン (Trayvon Martin) 射殺事件と、翌年の7月13日における容疑者ジョージ・ジーマン (George Zimmerman) の不起訴がある。この事件に対する抗議運動をきっかけとして、黒人に対する暴力へと注目が集まっていく<sup>(8)</sup>。特に、警察の対応に関する追跡調査が行われるようになると、全国的に銃殺事件の数が増加中であり、一定のパターンが存在することが明らかになっていった<sup>(9)</sup>。

マーティンの事件に関する捜査のため、連邦捜査官がサンフォードに派遣された後、オバマ大統領は連邦、州、地方の各当局に協力を求めるなど、事件の捜査に積極的な姿勢を示した<sup>(10)</sup>。共和党の大統領候補であったミット・ロムニー (Mitt Romney) も、事件に対する「徹底的な調査」を求め、正義が公平かつ誠実に行われるためには、完全な調査が必要であると付け加えた<sup>(11)</sup>。

フロリダ州知事のリック・スコット (Rick Scott) は、マーティンの事件と全国的な抗議運動を受けて、タスクフォースを設置し、正当防衛法 (Stand-your-ground law) の見直しを依頼する<sup>(12)</sup>。タスクフォースには様々な分野の人々が参加し、法律が適用される場面に対して、人種や民族が与える影響に関する調査が提案された。しかし、最終報告書では、法律の有効性と正当防衛能力の重要性を再確認するにとどまり、法律の修正が行われることはなかった<sup>(13)</sup>。さらに、フロリダ州議会では、正当防衛法の修正を求める法案が超党派で取り込まれるものの<sup>(14)</sup>、共和党議会議員が反対を表明し、委員会の公聴会なしに法案は棄却されることになる<sup>(15)</sup>。

ジーママンの評決から6日後、オバマ大統領は、黒人の間における人種プロファイリングの経験に触れ、司法における人種格差の問題に言及した<sup>(16)</sup>。オバマ大統領は、伝統的には州レベルにおいて扱われてきた刑事政策や法執行機関の問題に対して、特定の状況において対立を助長する可能性がないかどうか、州や郡の法律の見直しを行うことは有用であると述べた。ただし、評決の後に広がった抗議行動に関しては、平和的な手段を用いることを訴え、いかなる暴力もマーティンに起こったことを不名誉にするとも述べている。

ジーママンの銃撃と陪審員の評決をめぐる、人々の間に人種政治をめぐる分裂が生じた<sup>(17)</sup>。ワシントンポストとABCニュースの調査によれば、銃撃を不当とした割合は、黒人はほぼ90%であったのに対し白人は33%であり、評決に賛成しない割合は民主党支持者が62%であり、共和党支持者は20%であった。また、ピューリサーチセンターによれば、30歳未満のアメリカ人の大多数が評決に不満を表明したのに対し、65歳以上では50%が満足であり、33%が不満という結果であった<sup>(18)</sup>。

さらに、ギャラップによれば、司法制度に対する黒人の態度は過去20年間ほぼ一定のままであるが、白人において偏見を感じている人々の割合が少なくなっている<sup>(19)</sup>。マーティンの事件は、結果として人種

問題への注目を集めることとなったが、人種間や世代間に基づく認識の違いを明らかにするものでもあった。

BLM 運動へと注目が集まった事件のひとつは、2014年8月9日にミズーリ州ファーガソンで起きた、警察官のダレン・ウィルソン (Darren Wilson) によるマイケル・ブラウン (Michael Brown Jr.) の射殺事件である。彼の亡骸が放置される映像が SNS 上で拡散したこともあり、ファーガソンにおける暴動は、一週間以上継続して行われた。抗議が行われる中で「手を上げている、撃たないでくれ (Hands Up, Don't Shoot)」などの様々なスローガンが用いられた。最終的には、「Black Lives Matter」というスローガンが運動のテーマとなり、現代社会において、黒人の命や生活の価値が毀損されていることへの異議申し立てが行われるようになる。

ファーガソンにおける抗議運動への対応として、警察は、夜間外出禁止令を発表するもののあまり効果がみられず、8月18日にミズーリ州知事のジェイ・ニクソン (Jay Nixon) は州兵を投入することとなる。警察はデモ隊に対して、催涙ガスやスプレー、ゴム弾を使用するが、地域の警察機関の対応は、メディアや政治家によって強く非難される。抗議運動に対しては外部からの支援もあり、デモは継続していくことになる。

ブラウンの事件を受けて、連邦司法省はファーガソン市政に関する6ヶ月にわたる調査を行う<sup>(20)</sup>。報告書によれば、警察署と裁判所は互いに独立した機関としてではなく、単一の営利事業体として動いており、警察官は住民を理由なしに引き止めて逮捕し、ほぼ黒人に対してだけ過剰な暴力を行使していた。オバマ大統領は、ブラウン事件への対策の一環として、法執行官のボディカメラに7500万ドルを投じると発表する<sup>(21)</sup>。

11月24日、セントルイス郡の大陪審はウィルソンの不起訴を決定する。判決内容を受けて、ファーガソンやその他の都市では抗議運動が発生したものの、米国司法省もウィルソンにおける正当防衛を結論付

ける<sup>(22)</sup>。オバマ大統領も、司法省による調査結果に対して、適切なプロセスと合理的な基準に基づくものであることをコメントした<sup>(23)</sup>。ブラウンの銃殺事件とその後のウィルソンの不起訴によって、BLM運動は活発化する。AP通信の世論調査によると、2014年で一番注目を集めたニュースは、警察による武器を持たない黒人の殺害および事件後の捜査や抗議行動であった<sup>(24)</sup>。また、2014年から2015年において、BLM運動に関するツイートは1日あたり10万回行われていた<sup>(25)</sup>。

さらに、アリシア・ガーザ (Alicia Garza)、オパール・トメティ (Opal Tometi)、パトリッセ・カラーズ (Patrisse Cullors) は、ブラウンの事件に対する抗議運動を受けて、BLMネットワークの組織化に取り組むようになり、BLMGNが誕生することとなる。BLM運動は、既存の運動にみられた垂直的な幹部構造とは対をなす、水平的な組織構造の構築を目指した。支部となる組織を除くと、それぞれの支部には広範囲な自治権が与えられ、優先課題や運動形式に関する自由裁量が存在していた。BLM運動は、既存の運動とは異なる形態をとりながら、人種政治に取り組んでいくようになる。

### 3.2.2 2016年の大統領選挙をめぐる動き

オバマ政権は2012年マーティンの事件と2014年ブラウンの事件を受けて、人種格差構造への対応に取り組む姿勢をみせるが、抗議運動は活発化し、結果的にBLM運動が誕生することとなる。BLM運動の背景には、オバマ政権をはじめとする既存の政治回路に対する不信が存在していた。しかし、2016年の大統領選挙を境に、運動側に変化が生じることになる。選挙運動期間中、争点のひとつであったBLM運動に関して、ヒラリー・クリントン (Hillary Clinton) とトランプは、有権者の支持を得るために異なる言説を用いていた (Hill and Marion 2018)。

クリントンは、一方においては刑事司法制度における人種差別の存在を認め、もう一方では警察に対する一般的な支持と尊敬を肯定した。BLM運動に対しては支持を表明し (Glanton 2016)、2015年のボルティ

モアの演説では制度改革を呼びかけている<sup>(26)</sup>。しかし、第一回の大統領選挙の討論会では、刑事司法制度における人種的なバイアスを問題視しながらも、警察への支持も表明している<sup>(27)</sup>。クリントンは犯罪政策を見直し、人種差別の禁止、コカインとクラックの量刑格差の解消、私立刑務所の廃止などの計画を打ち出したが、選挙運動期間中の言説には、経済政策の追及を通じた現状肯定という側面が存在していた<sup>(28)</sup>。

トランプは、クリントンやBLM運動の参加者、政治的左派の多くが、反警察感情のもと行動していると非難する<sup>(29)</sup>。公民権運動以降、共和党は、人種差別的な感情や主張を公然と行うことが社会的に受け入れられなくなると (Mendellberg 2001)、運動が求める変化に対抗する潜在的な有権者に対して訴えかけを行い (Beckett and Sasson 2004; Torny 2011)、南部戦略として「法と秩序」の言説を用いるようになる。トランプのBLM運動に関する言説においても、「法と秩序」の観点から警察への支持を強調する側面が存在する。

さらに、トランプのBLM運動に関する言説は、人種的な犬笛として機能したことにより<sup>(30)</sup>、ターゲットに対して間接的に語りかけるアプローチとして、反BLM運動に影響を与えた可能性がある。トランプは、黒人の進歩や権利獲得に対する白人の怒りを動員し、フォックス・ニュースやその他の保守メディアは、BLM運動を攻撃の標的とするような報道を行った。さらに、BLM運動に対するカウンター勢力も生まれ、黒人を強調することに対して、「Blue Lives Matter」や「All Lives Matter」というスローガンが用いられ、BLM運動における略奪や破壊行為が、法と秩序に対する攻撃であるとの主張も行われた<sup>(31)</sup>。

2016年の大統領選挙に際して、BLM運動はいかなる候補者に対しても支持を表明せず、選挙期間中は抗議行動や妨害活動を進めると宣言した (Lowery 2016)<sup>(32)</sup>。BLM運動の参加者の活動は様々であり、各党の大統領候補と直接接触した人もいれば、2015年の8月に、バーニー・サンダース (Bernie Sanders) 上院議員が演説する直前のシアトルの集会を妨害した人もいた。また、民主党全国委員会は、8月1日にミネ



アポリスで開かれた会合において、BLM 運動との連帯を表明する決議を採択するが、BLM 運動のネットワークは決議に対して積極的な姿勢を示さず、2016年の大統領選挙の時点においては、いかなる政党や候補者も支持しないことを強調している<sup>(33)</sup>。

しかし、2016年11月にトランプが当選して以降、BLM 運動は、選挙における活動についての再評価と徹底した自己省察を行うようになる(Ransby 2018=2022: 127)。例えば、ブラック・フューチャーズ・ラボ(Black Futures Lab)における選挙対策部門では、経済政策や犯罪対策、政治的関与に関して、黒人を対象とした大規模調査を行い、報告書を作成している(Black Futures Lab 2019)。BLM 運動の参加者は、メインストリームの政治に対してはいまだに懐疑的であったが、目的を達成するためのアプローチのひとつとして、選挙政治も必要であるとの認識をもつようになる。

### 3.2.3 BLM 運動をめぐる政治回路の固定化

2020年5月25日、ミネソタ州ミネアポリスにおいて、ジョージ・フロイド(George Floyd)が偽造紙幣の使用によって逮捕される(藤永2020)。現場に到着した警察官のデレク・ショービン(Derek Chauvin)は、フロイドを引き倒し、後頭部を左膝頭で強く圧迫する。圧迫が約9分続いた結果、フロイドは殺害される。この模様を録画した動画がSNSによって拡散されると、抗議運動が激化していくこととなる。

翌26日、ミネアポリスの警察は、フロイドの逮捕と殺害に関する声明を発表する。この件に関与した四名の警察官の解雇に加え、連邦捜査局に真相解明の調査を要請したことを発表した<sup>(34)</sup>。同日中には抗議運動が発生し、午後にかけて暴動に発展していく。警察は最終的に部隊に対応を命じ、デモ隊を押し返すために催涙ガスとゴム弾を用いた。暴動への参加者は数百人であり、初期の抗議運動でみられた数千人規模の平和的な集団とは対照的であった。

27日も市内において抗議行動が引き続き行われ、略奪や放火が行わ

れる。ジェイコブ・フレイ (Jacob Frey) 市長はその夜に、ミネソタ州知事のティム・ウォルツ (Tim Walz) に連絡をとり、ミネソタ州兵の協力を要請する。しかし、州兵が動員されるまで時間がかかることが分かると、デモ隊や現状を緩和させるための方法についての議論が行われるようになる<sup>(35)</sup>。27日の夜には、略奪と破壊行為が広範囲に及び、消防署は一晩で約30件の火災に対応することとなった。

28日にフレイ市長は、暴動を鎮めるために非常事態を宣言し、ウォルツ知事は数千人規模の州兵の投入を決定する。その日の午後までに、都市全体において複数の大規模な群衆と混乱が報告されたことから、約400人の州警察が動員されることになる。トランプ大統領はミネアポリスの暴動に関して、「略奪が始まると、銃撃戦が始まる (when looting starts, shooting starts)」とツイートし、抗議参加者を一括して「ならず者 (thug)」と評し、強硬なデモ弾圧を求める主張を行った<sup>(36)</sup>。

29日、フレイ市長は演説の中で、フロイドの殺害に対するコミュニティの怒りを認めながらも、暴徒や略奪者の行動を非難する姿勢をとった。さらに、彼はトランプのツイートに反応し、大統領が暴動をめぐる緊張を煽り、非難したことを批判している。ウォルツ知事は、ミネアポリスとセントポールの各都市に対して、5月29日と30日の午後8時から午前6時にかけて夜間外出禁止令を発表し、路上での移動や公共の場所での集まりを禁止する。フレイ市長も重複する地元の夜間外出禁止令を発表する。

さらに、フロイド事件に関する抗議活動が全米中で行われるようになり、デモ隊と警官隊の衝突が激化し、暴力性が次第に高まっていく。アトランタではCNN本社に抗議者が侵入し、ワシントン D.C. では連邦軍に待機命令が下った<sup>(37)</sup>。隣接する財務省の建物付近でデモ隊が仮設バリケードを飛び越えたことにより、トランプとその家族はホワイトハウス内の安全なバンカーに避難している<sup>(38)</sup>。

特に、6月1日のラファイエット広場におけるデモ隊の撤去は、フロイド事件に関する全国的な抗議行動の中で、最も議論を呼んだ対立

の一つであった<sup>(39)</sup>。トランプ大統領は、州や地方の指導者を「弱い」と批判し、ワシントンでの騒乱への対応をエスカレートさせることを宣言した<sup>(40)</sup>。「我々は人々が今まで見たことのないことをするつもりだ」とトランプは知事や法執行機関との電話会談で語り、「完全に支配し、刑務所に入れろ」と言った。

同日の午後2時ごろには、法執行機関と軍のトップがFBIの司令部に集まり、ウィリアム・バー (William Barr) 司法長官は、連邦保安官、連邦捜査官、国土安全保障省職員、連邦刑務所警備員に対して、ワシントンの街頭の法執行官の数を倍増させるように指示した<sup>(41)</sup>。夕方になると、ラファイエット広場には、シークレットサービスの警官数十人とSWATの装備をしたアーリントン郡の警察官50人、米国公園警察によって盾を持った80人以上の警官と15人の馬に乗った警官が配置された。

それまでの3日間の抗議活動において、ワシントンD.C.の法執行官は一般に個々の挑発行為に対応する中で群衆排除 (crowd-clearing) の戦術をとっていた。しかし、6月1日において、警官に指示が行われた戦術は、広範囲にデモ隊を排除する「サージ (surges)」であった。コロンビア特別区の司法長官であるカール・ラシーン (Karl Racine) は、警察による抗議活動への対応によって、BLM運動の参加者が危険にさらされていると述べた<sup>(42)</sup>。トランプは、「暴動、略奪、破壊行為、暴行、財産の無謀な破壊を止めるために、何千何万もの重武装した兵士、軍人、法執行官を派遣」することにより「我々の偉大な首都、ワシントンD.C.を守るために迅速かつ決定的な行動をとっている」と述べた<sup>(43)</sup>。19時以降には、夜間外出禁止令が発表され、6月1日から一晩で289人が法令違反の罪で逮捕される。

フロイドの事件後、ミネアポリス市は早々に警察組織解体の決定を公表し、各州においても、警察の活動に関する規則を書き換える法律が多く制定されている<sup>(44)</sup>。全米立法府会議 (National Conference of State Legislatures) のデータによれば、30以上の州が140以上の新しい警察改

革法を可決している。武力行使の制限や懲戒制度の見直し、文民監督の強化、不祥事事例の透明性の義務付けなどに関して、通常は町の管轄区に任されていた警察活動に対して、州が大きな影響力を持つようになった。

しかしこれらの改革は、警察の活動に対する事後的な対応を主とするものであり、BLM運動が主張する司法制度の全体的な改革を意図するものではない。2021年3月には、下院議会において、警察官の不適切行為に対する国家レベルでの監視などの規定を盛り込んだ警察改革法案が可決された<sup>(45)</sup>。法案の内容としては、損害に対して警察官個人の責任を裁判で問うことができるようにするほか、違法薬物の強制捜査で使われることが多い事前通知なしの家宅捜査、軍で余った機器の警察への譲渡を禁じる内容となっている。共和党と民主党は、警官が首を絞めつけることの禁止や、警官を対象にした新たな訓練の導入、体に装着したカメラの使用拡大、不正行為に問われた警官の全国的な登録制度の創設について共に支持している<sup>(46)</sup>。

民主党議員のカレン・バス (Karen Bass) と民主党の上院議員コリー・ブッカー (Cory Booker) は、共和党上院議員ティム・スコット (Time Scott) と協力し、上院を通過する可能性のある法案について、超党派の合意に達することを試みている。しかし、交渉は何か月にわたっても延期され、交渉担当者は法案のいくつかの重要な問題について対立し続けた<sup>(47)</sup>。特に、警察官における違法行為の限定的免責に関して、改革を求める民主党の提案は、共和党と警察組合によって抵抗を受けている。また、ジョー・バイデン (Joe Biden) 大統領は、就任後100日以内に監視委員会を設置するという選挙公約を実現していない<sup>(48)</sup>。

2020年における抗議運動の広がりによって、人種差別を深刻な問題とする人々の割合は増加し、BLM運動をはじめとする抗議運動に対して広範な支持が行われるようになる<sup>(49)</sup>。例えば、オンライン調査会社 Civiqs によれば、フロイドの事件以降、過去二年間と同様のBLM運動への支持がさらに行われるようになっている<sup>(50)</sup>。さらに、ピューリ

サーチセンターの分析では、BLM運動に対して、約55%の人々が支持を表明していることが明らかになっている<sup>(51)</sup>。

ただし、BLM運動への支持の高まりには、オバマ政権でみられた人種政治への認識における二極化が、トランプ政権において進展していることを示す側面も存在する。オバマ政権におけるBLM運動の発生には、「ポスト人種主義」という期待が高まったオバマ政権であっても、人種問題の解決が困難であるとの認識が生まれたことがある。オバマ大統領の当選は、「最も人種的 (Most Racial)」な政治的対立を助長し、民主党員と共和党員はそれぞれ異なるレンズによって人種問題に注目するようになった (Tesler 2016)。人種政治の二極化は、オバマ大統領の演説の内容の変化にも表れており、例えば、オバマ大統領は、2012年のマーティンの事件と比較すると、2014年のブラウンの事件に関しては積極的な発言を行っておらず、政治的なトピックに対して慎重な姿勢をとっている<sup>(52)</sup>。

トランプの行動や言説は、人種政治に関する民主党員の左傾化を加速させることとなる<sup>(53)</sup>。黒人の権利保護のための制度構築が進展すると、共和党は人種問題に対する明確な姿勢を示すことに関して消極的であった。しかし、トランプは、BLM運動への対応の中で抗議運動を暴動と同一視するコメントを行い、自身の支持層へのアピールを行うより明示的な言説を用いた。その結果、トランプに対する好感度が低い民主党員ほど、2016年から2020年の間において、人種問題やBLM運動に対する態度がリベラルな方向にシフトしていることが明らかになっている<sup>(54)</sup>。BLM運動の盛り上がりは、人種政治への注目を集め、政策や制度変更の必要性を明らかにした。しかし、BLM運動の政治的帰結としては、第一に、法律の修正をめぐる政治過程においては政党間の対立が見られ、第二には、人種問題の認識においても党派的な二極化が進展したことが示されている。

#### 4. 人種政治の二極化

本稿は、カウンター・デモクラシーとしてのBLM運動に注目し、運動がもたらした政治的帰結として、人種政治への注目が集まりながらも、人種問題への認識における党派間の二極化が進展したことを明らかにした。BLM運動は、ICTやSNSを積極的に活用することによって、人種間や世代間対立を超えた組織構築に取り組み、刑事司法制度に対する抗議運動を行ってきた。BLM運動の参加者の間には、社会の様々な領域における人種格差構造の問題が、代議制デモクラシーのもとでは解決が困難であるとの認識が存在している。

現代の米国において、人種政治が抱える問題点は、黒人の権利保護のための制度が定着していく中で生まれたものである。公民権法と投票権法の成立は、黒人の政治参加を促進するとともに、人種をめぐる政治アクターの態度にも変化をもたらした。一方において、民主党は、黒人の権利獲得に積極的な姿勢を示すことによって、支持層の拡大に取り組み、もう一方において、共和党は、保守派への訴えかけを行う。人種政治に関する共和党の取り組みは、主に治安維持のための政策を通じて、間接的にはあるが格差構造を生み出すこととなる。BLM運動は、人種格差構造の問題を解決するためには、既存の運動にみられた代議制デモクラシーへの訴えかけだけでは不十分であると考え、既存の政治回路そのものへの不信の表明を行う。

2012年のマーティンの事件は、BLM運動が発生する契機となり、米国における人種問題への注目が集まった。BLM運動は、2014年のブラウンの事件を受けて、活発的に活動を行うようになり、運動自体に対しても注目が集まるようになる。オバマ政権と2016年の大統領選挙期間において、BLM運動は既存の政治過程に対する不信を表明する。BLM運動の参加者の間には、現行の体制において人種問題を解決することは困難であるとの認識が共有されていた。BLM運動を支持する民主党に対しても、運動側は積極的に応じることはなかった。

しかし、トランプ政権においてBLM運動の戦略は変化し、運動側において、選挙政治に対するコミットメントの重要性に目が向けられるようになる。2020年のフロイドの事件では、過激化した抗議運動に対してトランプ大統領は攻撃的なコメントを行い、暴動を鎮圧するために積極的な介入を行う。BLM運動の高まりは、米国の人種政治への注目を集めるものであったが、トランプの運動に関する言説は、人種政治に対する認識の分断を促進するとともに、人種格差構造を解決するための制度変更や政策立案の実現が困難であることも示している。

本稿の課題としては、第一に、BLM運動に対する民主党の姿勢の変化についてである。本稿は、人種問題についての認識が二極化した理由として、トランプ大統領のBLM運動に対する言動によって、民主党員の認識が変化したことを指摘した。そのため、BLM運動が発生したことにより、民主党が人種政治への応答性を高めたかどうかという点は明確ではない。今後の課題としては、BLM運動に対する政治的アクターの言動のみならず、各党内部においていかなる対立が生じ、調整が行われていたのかという点に注目する必要がある。

第二の課題は、BLM運動における不信の表明の正統性についてである。本稿の分析は、カウンター・デモクラシーとしてのBLM運動の分析を試みたものであり、議会外における不信の表明は、代議制デモクラシーを補完するものとして理解される。本稿の分析においては、BLM運動に対するトランプ大統領の対応が、民主党の人種政治における姿勢を変化させたことが選挙政治への影響として考えられる。ただし、人種政治における二極化は、具体的な政策立案の難しさを示していることから、選挙政治の変化が、代議制デモクラシーのもとでいかなる効果をもたらすかという点については不明確なままである。今後は、BLM運動による各党の動きの変化に関する記述をより詳細なものとし、不信の表明がもたらした政治的帰結がデモクラシーに与える影響に対する注目を行っていく。

〔付記〕本稿は、2022年度日本政治学会（2022年10月1・2日に龍谷大学で開催）における分科会 E5「自由論題企画」に提出した報告論文「米国における人種政策をめぐる「揺り戻し」への不信の表明：カウンター・デモクラシーとしての BLM 運動」をもとにしたものである。当日の司会・討論の先生方をはじめ、セッション出席者からの貴重なコメントに対して、厚く御礼を申し上げたい。

- (1) 例えば、雇用機会均等委員会 (Equal Employment Opportunity Commission: EEOC) は、職場の雇用関係における人種に基づく差別が行われた事例に対して、連邦裁判所を通じて訴訟を行った。
- (2) 具体的には、政治システムのインプットやアウトプット (Kitschelt 1986)、政治構造、国家構造の民主化、選挙規則と手続き、既存の国家政策 (Amenta et al. 2002; Banaszak et al. 2003) などが挙げられる。
- (3) Annie Linskey (2020) “Democratic convention embraces Black Lives Matter,” *The Washington Post*, [https://www.washingtonpost.com/politics/democratic-convention-embraces-black-lives-matter/2020/08/18/f1de2ce8-e0f7-11ea-b69b-64f7b0477ed4\\_story.html](https://www.washingtonpost.com/politics/democratic-convention-embraces-black-lives-matter/2020/08/18/f1de2ce8-e0f7-11ea-b69b-64f7b0477ed4_story.html) (2022年 8月24日閲覧)。
- (4) しかし、トランプ政権にみられた人種差別と移民に対する敵意は、政治的に不都合な人々の声を否定する権利を主張するものであり、これまでの共和党の戦略を放棄する側面が存在することも指摘されている (Shafer and Wanger 2019)。
- (5) BLM はムーブメント・フォー・ブラック・ライヴズ (M4BL) とも表現される。
- (6) また、BLM 運動の誕生に影響を与えた組織としては、国家暴力に反対して刑務所の廃止を要求する運動の一部であるクリティカル・レジスタンス (CR) やインサイトも存在する。
- (7) BLM 運動においては、当初、既存の組織 (MORE) が資金管理を行うが、他の参加者による反発が生じ、2015年5月14日には、特定の黒人アクティビストによって MORE のオフィスが占拠される事件も起こっている (Ransby 2018=2022: 160-162)。
- (8) 黒人に対して暴力が行使された事件に関する統計情報としては以下を参照、“Operation Ghetto Storm: 2012 Annual Report on the Extrajudicial Killings of 313 Black People by Police, Security Guards & Vigilantes,” November 2014, <http://www.operationghettostorm.org/> (2022年8月15日閲覧)。
- (9) “1,065 people have been shot and killed by police in the past year,”



- The Washington Post*, August 11, 2022, <https://www.washingtonpost.com/graphics/investigations/police-shootings-database/> (2022年8月15日閱覽)。
- (10) Matt William (2012) “Obama: Trayvon Martin death a tragedy that must be fully investigated,” *The Guardian*, <https://www.theguardian.com/world/2012/mar/23/obama-trayvon-martin-tragedy> (2022年8月15日閱覽)。
- (11) Brian Montopoli (2012) “Gingrich, Romney, Santorum discuss Trayvon Martin,” CBS News, <https://www.cbsnews.com/news/gingrich-romney-santorum-discuss-trayvon-martin/> (2022年8月15日)。
- (12) “Task force to consider ‘stand your ground’ after Trayvon Martin death,” CNN, April 20, 2012, <https://edition.cnn.com/2012/04/19/justice/florida-stand-your-ground/index.html> (2022年8月15日閱覽)。
- (13) Dara Kam (2013) “Florida’s Stand Your Ground panel: Keep self-defense law intact,” *The Palm Beach Post*, <https://www.palmbeachpost.com/story/news/state/2012/11/14/florida-s-stand-your-ground/7543310007/> (2022年8月15日閱覽)。
- (14) Aaron Deslatte and Tallahassee Bureau Chief (2013) “Committee approves ‘Stand Your Ground’ changes,” *Orland Sentinel*, <https://www.orlandosentinel.com/politics/os-trayvon-stand-your-ground-hearing-20131008-story.html> (2022年8月15日閱覽)。
- (15) “2013 session: Which bills passed, which bills failed,” *Tampa Bay Times*, May 7, 2013, <https://www.tampabay.com/news/politics/legislature/2013-session-which-bills-passed-which-bills-failed/2119245/> (2022年8月15日閱覽)。
- (16) “Trayvon Martin could have been me – Barak Obama,” BBC, 20 July, 2013, <https://www.bbc.com/news/world-us-canada-23382880> (2022年8月15日閱覽)。
- (17) Jon Cohen (2013) “Zimmerman verdict: 86 percent of African Americans disapprove,” *The Washington Post*, <https://www.washingtonpost.com/news/post-politics/wp/2013/07/22/zimmerman-verdict-86-percent-of-african-americans-disapprove/> (2022年8月16日閱覽)。
- (18) “Big Racial Divide over Zimmerman,” July 22, 2013, <https://www.pewresearch.org/politics/2013/07/22/big-racial-divide-over-zimmerman-verdict/> (2022年8月16日閱覽)。
- (19) Frank Newport (2013) “Gulf Grows in Black-White Views of U. S. Justice System Bias: White less likely to see bias now than in 1993,” <https://news.gallup.com/poll/163610/gulf-grows-black-white-views-justice-system-bias.aspx> (2022年8月16日閱覽)。
- (20) “Investing of the Ferguson Police Department,” United States Department of Justice Civil Rights Division, March 4, 2015, <https://www.>

- justice.gov/sites/default/files/opa/press-releases/attachments/2015/03/04/ferguson\_police\_department\_report.pdf (2022年8月16日閲覧)。
- (21) Trymaine Lee, Zachary Roth and Jane Timn (2014) “Obama to announce \$75 million for body cameras,” MSNBC, <https://www.msnbc.com/msnbc/obama-announce-75-million-body-cameras-msna469211> (2022年8月16日閲覧)。
- (22) Mike Levine, Pierre Thomas, Jack Cloherty and Jack Date (2015) “Ferguson Report: DOJ Will Not Charge Darren Wilson in Michael Brown Shooting,” abc News, <https://abcnews.go.com/US/ferguson-report-doj-charge-darren-wilson-michael-brown/story?id=29338078> (2022年8月16日閲覧)。
- (23) Matthew Larotonda and Chris Good (2015) “Obama says ‘We May Never Know What Happened’ in Ferguson, But Defends DOJ,” abc NEWS, <https://abcnews.go.com/Politics/obama-happened-ferguson-defends-doj/story?id=29441456> (2022年8月16日閲覧)。
- (24) Denver Nicks (2014) “Shootings by Police Voted Top Story of 2014 in AP Poll,” *Time*, <https://time.com/3643962/police-killings-top-story-ap-poll/> (2022年8月16日閲覧)。
- (25) Deen Freelon, Charlton D. Mellwain and Meredith D. Clark (2016) “Beyond the Hashtags,” <https://cmsimpact.org/resource/beyond-hashtags-ferguson-blacklivesmatter-online-struggle-offline-justice/> (2022年8月15日閲覧)。
- (26) 2015年のフレディ・グレイ (Freddie Gray) の事件に関して、グレイが警察に拘束されている間に致命傷を負い、死亡した事が明らかになったことをうけて、クリントンは演説を行っている、Jamelie Bouie (2015) “Hillary Clinton’s impressive criminal justice speech,” *Slate*, <https://slate.com/news-and-politics/2015/04/hillary-clintons-impressive-criminal-justice-speech-the-democratic-front-runner-is-making-mass-incarceration-and-policing-a-democratic-campaign-issue.html> (2022年8月6日閲覧) ; Ames C. Grawert (2016) “The overlooked promise in Hillary Clinton’s speech: A call for criminal justice reform,” The Marshall Project, <https://www.themarshallproject.org/2016/07/31/the-overlooked-promise-in-hillary-clinton-s-speech> (2022年8月6日閲覧)。
- (27) Aaron Blake (2016) “The first Trump-Clinton presidential debate transcript, annotated,” *The Washington Post*, <https://www.washingtonpost.com/news/the-fix/wp/2016/09/26/the-first-trump-clinton-presidential-debate-transcript-annotated/> (2022年8月16日閲覧)。
- (28) Michelle Alexander (2016) “Why Hillary Clinton Doesn’t Deserve the Black Vote,” <https://www.thenation.com/article/archive/hillary-clinton->

- does-not-deserve-black-peoples-votes/ (2022年8月6日閱覽)。
- (29) Yamiche Alcindor (2016) “Trump, rallying White crowd for police, accuses Democrats of exploiting Blacks,” *The New York Times*, <https://www.nytimes.com/2016/08/17/us/politics/donald-trump-rally-is-called-chance-to-show-support-for-police.html> (2022年8月6日閱覽)。
- (30) Trinaine Lee (2016) “Black Lives Matter Responds to Trump’s ‘Dog Whistle’ Speech,” nbc News, <https://www.nbcnews.com/storyline/2016-conventions/black-lives-matter-responds-trump-s-dog-whistle-speech-n615146> (2022年8月16日閱覽) ; Tanzina Vega (2016) “Decoding the ‘dog whistle’ politics of Trump and Clinton,” CNN Money, <https://money.cnn.com/2016/10/19/news/dog-whistle-trump-clinton/> (2022年8月16日閱覽)。
- (31) Max Cohen (2020) “Trump: Black Lives Matter is a ‘symbol of hate,’” *Politico*, <https://www.politico.com/news/2020/07/01/trump-black-lives-matter-347051> (2022年8月16日閱覽) ; Angela Dewan (2020) “Trump is calling protesters who disagree with him terrorists. That puts him in the company of the world’s autocrats,” CNN politics, <https://edition.cnn.com/2020/07/25/politics/us-protests-trump-terrorists-intl/index.html> (2022年8月16日閱覽)。
- (32) “Black Lives Matter movement refuses to endorse any 2016 presidential candidate,” *The Guardian*, 19 September, 2015, <https://www.theguardian.com/us-news/2015/sep/19/black-lives-matter-endorsement-2016-presidential-candidate-election> (2022年8月16日閱覽)。
- (33) Lauren Gambino (2015) “Black Lives Matter network disavows political ties after DNC backs movement,” *The Guardian*, <https://www.theguardian.com/us-news/2015/aug/31/black-lives-matter-democratic-national-committee> (2022年8月18日閱覽)。
- (34) “Timeline: Death of George Floyd, reactions and protests,” FOX9, May 27, 2020, <https://www.fox9.com/news/timeline-death-of-george-floyd-reactions-and-protests> (2022年8月16日閱覽)。
- (35) Angela Caputo, Will Craft and Curtis Gilbert (2020) “‘The precinct is on fire’: What happened at Minneapolis’ 3rd Precinct – and what it means,” MPR News, <https://www.mprnews.org/story/2020/06/30/the-precinct-is-on-fire-what-happened-at-minneapolis-3rd-precinct-and-what-it-means> (2022年8月16日閱覽)。
- (36) William Mansell and Lobby Cathey (2020) “Twitter flags Trump, White House for ‘glorifying violence in tweets about George Floyd protests,’” abc News, <https://abcnews.go.com/US/twitter-flags-trump-white-house-glorifying-violence-tweet/story?id=70945228> (2022年8月24日閱覽)。

- (37) Fernando Alfonso (2020) “CNN Center in Atlanta damaged during protests,” CNN, <https://edition.cnn.com/2020/05/29/us/cnn-center-vandalized-protest-atlanta-destroyed/index.html> (2022年8月24日閲覧) ; Paul D. Shinkman (2020) “Military Begins Staging to Quell George Floyd Protest,” U. S. News, <https://www.usnews.com/news/national-news/articles/2020-06-02/military-begins-staging-around-washington-to-quell-george-floyd-protests> (2022年8月24日閲覧)。
- (38) Peter Beaumont (2020) “Trump fled to bunker as protests over George Floyd raged outside White House,” *The Guardian*, <https://www.theguardian.com/us-news/2020/may/31/trump-flees-to-bunker-as-protests-over-george-floyd-rage-outside-white-house> (2022年8月24日閲覧)。
- (39) Rachel Chanson and Samantha Schmidt (2021) “Lafayette Square, Capitol rallies met starkly different policing response,” *The Washington Post*, <https://www.washingtonpost.com/> (2022年8月17日閲覧)。
- (40) Dalton Bennett, Sarah Cahlan, Aaron C. Davis and Joyce Sohyun Lee (2020) “The crackdown before Trump’s photo op,” *The Washington Post*, <https://www.washingtonpost.com/investigations/2020/06/08/timeline-trump-church-photo-op/> (2022年8月25日閲覧)。
- (41) Aaron C. Davis, Carol D. Leonnig, Josh Dawsey and Devlin Barrett (2020) “Officials familiar with Lafayette Square confrontation challenge Trump administration claim of what drove aggressive exclusion of protesters,” *The Washington Post*, [https://www.washingtonpost.com/politics/officials-challenge-trump-administration-claim-of-what-drove-aggressive-expulsion-of-lafayette-square-protesters/2020/06/14/f2177e1e-acd4-11ea-a9d9-a81c1a491c52\\_story.html](https://www.washingtonpost.com/politics/officials-challenge-trump-administration-claim-of-what-drove-aggressive-expulsion-of-lafayette-square-protesters/2020/06/14/f2177e1e-acd4-11ea-a9d9-a81c1a491c52_story.html) (2022年8月25日閲覧)。
- (42) Chanson and Schmidt, *op. cit.*
- (43) “Read: President Trump’s Pose Garden speech on protests,” CNN, June 2, 2020, <https://edition.cnn.com/2020/06/01/politics/read-trumps-rose-garden-remarks/index.html> (2022年8月25日閲覧)。
- (44) Jeremy Engle (2021) “Lesson of the Day: ‘As New Police Reform Laws Sweep Across the U. S., Some Ask: Are They Enough?’,” *The New York Times*, <https://www.nytimes.com/2021/04/20/learning/lesson-of-the-day-as-new-police-reform-laws-sweep-across-the-us-some-ask-are-they-enough.html> (2022年8月17日閲覧)。
- (45) Roll Call 60 Bill Number: H. R. 1280, <https://clerk.house.gov/Votes/202160> (2022年8月24日閲覧)。
- (46) Nicholas Fandos (2020) “Democrats to Propose Broad Bill to Target Police Misconduct and Racial Bias,” *The New York Times*, <https://www.nytimes.com/2020/06/06/us/politics/democrats-police-misconduct-racial->

- bias.html (2022年8月24日閲覧)。
- (47) Catie Edmondson (2020) “Senate Democrats Plan to Block G. O. P. Police Bill, Stalling Overhaul,” *The New York Times*, <https://www.nytimes.com/2020/06/23/us/politics/congress-police-reform-senate.html> (2022年8月24日閲覧)。
- (48) Laura Barron-Lopez (2021) “Biden White House puts its police oversight commission on ice,” *POLITICO*, <https://www.politico.com/news/2021/04/11/biden-police-oversight-commission-480931> (2022年8月24日閲覧)。
- (49) Nate Cohn and Kevin Quealy (2020) “How Public Opinion Has Moved on Black Lives Matter,” *The New York Times*, <https://www.nytimes.com/interactive/2020/06/10/upshot/black-lives-matter-attitudes.html> (2022年8月17日閲覧)。
- (50) “Black Lives Matter: Registered Voters: April 25, 2017-August 14, 2022,” *CIVIQS*, [https://civiqs.com/results/black\\_lives\\_matter?uncertainty=true&annotations=true&zoomIn=true&startDate=2020%2F04%2F07&endDate=2020%2F07%2F08](https://civiqs.com/results/black_lives_matter?uncertainty=true&annotations=true&zoomIn=true&startDate=2020%2F04%2F07&endDate=2020%2F07%2F08) (2022年8月17日閲覧)。
- (51) Juliana M. Horowitz (2021) “Support for Black Lives Matter declined after George Floyd protests, but has remained unchanged since,” <https://www.pewresearch.org/fact-tank/2021/09/27/support-for-black-lives-matter-declined-after-george-floyd-protests-but-has-remained-unchanged-since/> (2022年8月15日閲覧)。
- (52) Ezra Klein (2014) “Why Obama won’t give the Ferguson speech his supporters want,” *Vox*, <https://www.vox.com/2014/8/18/6031197/obama-ferguson-race-speech> (2022年8月20日閲覧)。
- (53) Robert Griffin, Mayesha Quasem, John Sides and Michael Tesler (2021) “Racing Apart: Partisan Shifts on Racial Attitudes Over the Last Decade,” *NATIONSCAPE*, <https://www.voterstudygroup.org/publications> (2022年8月17日閲覧)。
- (54) *Ibid.*

#### (参考文献)

##### (日本語文献)

- 岡山裕・西山隆行編 (2019) 『アメリカの政治』 弘文堂。
- 久保慶一・末近浩太・高橋百合子 (2016) 『比較政治学の考え方』 有斐閣。
- 藤永康政 (2020) 「「刑罰国家」アメリカとレイシズム：ブラック・ライヴズ・マター蜂起の可能性」『世界』第935巻、42-51頁。
- 松岡泰 (2006) 『アメリカ政治とマイノリティ：公民権運動以降の黒人問題の変容』 ミネルヴァ書房。

南川文里 (2020) 「制度から考える反人種主義：制度的人種主義批判の射程」  
『現代思想』第 48 巻、第 13 号、91-96 頁。

山本圭 (2021) 『現代民主主義：指導者論から熟議、ポピュリズムまで』中  
公新書。

(外国語文献)

Alexander, Michelle (2010) *The New Jim Crow: Mass Incarceration in the  
Age of Colorblindness*, New York: New Press.

Amenta, Edwin (1998) *Bold Relief: Institutional Politics and the Origins of  
Modern American Social Policy*, New Jersey: Princeton University  
Press.

Amenta, Edwin (2006) *When Movements Matter: The Townsend Plan and  
the Rise of Social Security*, New Jersey: Princeton University Press.

Amenta, Edwin, Neal Caren, Tina Fetner and Michael P. Young (2002)  
“Challengers and States: Toward a Political Sociology of Social  
Movements,” *Sociological View on Political Participation in the 21st  
Century*, Vol. 10, pp. 47-83.

Amenta, Edwin and Neal Caren (2004) “The Legislative, Organizational, and  
Beneficiary Consequences of State-Oriented Challengers,” in Snow,  
David A., Sarah A. Soule and Hanspeter Kriesi eds., *The Blackwell  
Companion to Social Movements*, Massachusetts: Blackwell, pp. 461-  
488.

Amenta, Edwin, Neal Caren, Elizabeth Chiarello and Yang Su (2010) “The  
Political Consequences of Social Movements,” *Annual Review of  
Sociology*, Vol. 36, pp. 287-307.

Amenta, Edwin, Neal Caren and Sheera J. Olasky (2005) “Age of leisure?:  
Political Mediation and the Impact of the Pension Movement on U. S.  
Old-Age Policy,” *American Sociological Review*, Vol. 70, pp. 516-538.

Andrews, Kenneth T. (2004) *Freedom is a Constant Struggle: Mississippi  
Civil Right Movement and Its Legacy*, Chicago: The University Chicago  
Press.

Banaszak, Lee A., Karen Beckwith and Dieter Rucht (2003) *Women’s  
Movements Facing the Reconfigured State*, New York: Cambridge  
University Press.

Banaszak, Lee A. (2005) “Inside and Outside the State: Movement insider  
Status, Tactics, and Public Policy Achievements,” in David, Meyer S.,  
Valarie Jenness and Helen Ingram eds., *Routing the Opposition: Social  
Movements, Public Policy, and Democracy*, Minnesota: University of

- Minnesota Press, pp. 149-176.
- Beckett, Katherine and Theodore Sasson (2004) *The Politics of Injustice: Crime and Punishment in America (2<sup>nd</sup> ed)*, California: Sage.
- Bernhard, Michael and Daniel O’Neil (2021) “Race and Politics in America,” *Perspectives on Politics*, Vol. 19, Issue 4, pp. 1053-1059.
- Black Futures Lab (2019) “More Black than Blue: Politics and Power in the 2019 Black Census,” <https://blackfutureslab.org/black-census-project-2/> (2022年8月24日閲覧)。
- Bonilla, Yarimar and Jonathan Rosa (2015) “#Ferguson: Digital Protest, Hashtag Ethnography, and the Racial Politics of Social Media in the United States,” *American Ethnologist*, Vol. 42, Issue 1, pp. 4-17.
- Bolsover, Gillian (2020) “Black Lives Matter discourse on US social media during COVID: Polarised positions enacted in a new event,” SSRN, [https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract\\_id=3688909](https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=3688909) (2022年8月24日閲覧)。
- Bouie, Jamelle (2015) “Hillary Clinton’s impressive criminal justice speech,” *Slate*, <https://slate.com/news-and-politics/2015/04/hillary-clintons-impressive-criminal-justice-speech-the-democratic-front-runner-is-making-mass-incarceration-and-policing-a-democratic-campaign-issue.html> (2022年8月6日閲覧)。
- Bridges, Kihara M. (2020) “The Many Ways Institutional Racism Kills Black People,” <https://time.com/5851864/institutional-racism-america/> (2021年6月15日閲覧)。
- Clemens, Elisabeth S. (1997) *The People’s Lobby: Organizational Innovation and the Rise of Interest Group Politics in the United States, 1890-1925*, Chicago: The University of Chicago Press.
- Campbell, Michael C. and Heather Schoenfeld (2013) “The Transformation of America’s Penal Order: A Historicized Political Sociology of Punishment,” *American Journal of Sociology*, Vol. 118, No. 5, pp. 1375-1423.
- Carmines, Edward G. and James A. Stimson (1989) *Issue Evolution: Race and the Transformation of American Politics*, Princeton: Princeton University Press.
- Dave, Dhaval M., Andrew I. Friedson, Kyutaro Matsuzawa, Joseph J. Sabia and Samuel Safford (2020) “Black Lives Matter protests and risk avoidance: The case of civil unrest during a pandemic, Working Paper 27408, National Bureau of Economic Research,” <https://www.nber.org/papers/w27408> (2022年8月4日閲覧)。
- Earl, Jennifer and Alan Schussman (2004) “Cease and Desist: Repression,

- Strategic Voting and the 2000 U. S. Presidential Election,” *Mobilization*, Vol. 9, pp. 181-202.
- Fetner, Tina (2008) *How the Religious Right Shaped Lesbian and Gay Activism*, Minneapolis: University Minnesota Press.
- Freelon, Deen, Charlton D. McIlwain and Meredith D. Clark (2016) *Beyond the Hashtags: #Ferguson, #Blacklivesmatter, and the Online Struggle for Offline Justice*, Washington, DC: Center for Media and Social Impact.
- Gameson, William A. (1990) *The Strategy of Social Protest*, Cambridge: Wadsworth.
- Glanton, Dahleen (2016) “Hillary Clinton isn’t afraid to say Black Lives Matter,” *Chicago Tribune*, <https://www.chicagotribune.com/columns/ct-clinton-black-lives-matter-glanton-20160727-column.html> (2022年8月6日閲覧)。
- Goldstone, Jack A. eds. (2003) *States, Parties, and Social Movements*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Hill, Joshua B. and Nancy E. Marion (2018) “Crime in the 2016 Presidential Election: a new era ?,” *American Journal of Criminal Justice*, Vol. 43, Issue 2, pp. 222-246.
- Jackson, Sarah J. and Brooke Foucault Welles (2016) “#Ferguson Is Everywhere: Initiators in Emerging Counterpublic Networks,” *Information, Communication & Society*, Vol.19, Issue 3, pp. 397-418.
- Kitschelt, Herbert P. (1986) “Political Opportunity Structures and Political Protest: Anti-Nuclear Movements in Four Democracies,” *British Journal of Political Science*, Vol. 16, Issue 1, pp. 57-85.
- Kishi, Roudabeh and Sam Jones (2020) “Demonstrations & Political Violence in America: New Data For Summer 2020,” <https://acleddata.com/2020/09/03/demonstrations-political-violence-in-america-new-data-for-summer-2020/> (2022年8月1日閲覧)。
- Koopmans, Ruud (2004) “Political. Opportunity. Structure. Some Splitting to Balance the Lumping,” in Goodwin, Jeff and James M. Jesper eds., *Rethinking Social Movements: Structure, Meaning, and Emotion*, Maryland: Rowan & Littlefield, pp. 61-73.
- Lowery, Wesley (2016) *They Can’t Kill Us All: Ferguson, Baltimore, and a New Era in America’s Racial Justice Movement*, New York: Little, Brown and Company.
- McAdam, Doug (1982) *Political Process and the development of Black Insurgency 1930-1970*, Chicago: University of Chicago Press.
- McAdam, Doug and Karina Kloss (2014) *Deeply Divided: Racial Politics*



- and Social Movements in Postwar America*, Oxford: Oxford University Press.
- Mendelberg, Tali (2001) *The Race Card: Campaign Strategy, Implicit Messages, and the Norm of Equality*, New Jersey: Princeton University Press.
- Meyer, David S. (2005) “Social movements and public policy: eggs, chicken, and theory,” in Meyer, David S., Valerie Jenness and Helen Ingram eds., *Routing the Opposition: Social Movements, Public Policy, and Democracy*, Minneapolis: University Minnesota Press, pp. 1-26.
- Meyer, David S. and Debra C. Minkoff (2004) “Conceptualizing Political Opportunity,” *Social Forces*, Vol. 82, No. 4, pp. 1457-1492.
- Micklethwait, John and Adrian Wooldridge (2005) *The Right Nation: Conservative Power in America*, New York: Penguin.
- Moore, Ben (2021) “Media bias in the coverage of George Floyd,” SIGNAL AI, <https://www.signal-ai.com/blog/media-bias-in-the-coverage-of-george-floyd> (2022年8月24日閲覧)。
- Paxton, Pamela, Melanie M. Hughes and Jennifer L. Green (2006) “The International Women’s Movement and Women’s Political Representation, 1893-2003,” *American Sociological Review*, Vol. 71, No. 6, pp. 898-920.
- Peay, Perioux C. and Tyler Camarillo (2020) “No justice! Black Protests? No Peace: The Racial Nature of Threat Evaluations of Nonviolent #BlackLivesMatter Protests,” *Social Science Quarterly*, Vol. 102, Issue 1, pp. 198-208.
- Perman, Michael (2003) *The Struggle for Mastery: Disenfranchisement in the South, 1888-1908*, Chapel Hill: University of North Carolina Press.
- Polletta, Francesca and James M. Jasper (2001) “Collective Identity and Social Movements,” *Annual Review of Sociology*, Vol. 27, pp.283-305.
- Ransby, Barbara (2018) *Making All Black Lives Matter: Reimagining Freedom in the Twenty-First Century*, Oakland: University of California Press. 藤永康政 (2022) 『ブラック・ライヴズ・マター運動誕生の歴史』 彩流社。
- Rosanvallon, Pierre (2006) *La contre-démocratie La politique à l’âge de la défiance*, Paris: Seuil. 嶋崎正樹訳 (2017) 『カウンター・デモクラシー：不信の時代の政治』 岩波書店。
- Rothstein, Richard (2017) *The Color of Law: A Forgotten History of How Our Government Segregated America*, New York: W. W. Norton.
- Shafer, Byron E. and Regina L. Wanger (2019) “The Trump Presidency and the Structure of Modern American Politics,” *Perspectives on Politics*, Vol. 17, Issue 2, pp. 340-57.

- Smith, Rogers (2004) “The Puzzling Place of Race in American Political Science,” *PS: Political Science and Politics*, Vol. 37, No.1, pp. 41-45.
- Soss, Joe and Vesla Weaver (2016) “Learning from Ferguson: Welfare, Criminal Justice, and the Political Science of Race and Class,” *American Political Science Association Report*, <https://isps.yale.edu/research/publications/isps16-10> (2022年8月1日閲覧)。
- Soule, Sarah A. and Brayden G. King (2006) “The Stages of the Policy Process and the Equal Rights Amendment, 1972-1982,” *American Journal of Sociology*, Vol. 111, No. 6, pp. 1871-1909.
- Teeselink, Bouke K. and Georgios Melios (2022) “Weather to Protest: The Effect of Black Lives Matter Protests on the 2020 Presidential Election,” SSRN, [https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract\\_id=3809877](https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=3809877) (2022年8月24日閲覧)。
- Tesler, Michael (2016) *Post-Racial or Most-Racial?: Race and Politics in the Obama Era*, Chicago: The University of Chicago Press.
- Tillery Jr., Alvin B. (2019) “What kind of Movement is Black Lives Matter? The View from Twitter,” *Journal of Race, Ethnicity, and Politics*, Vol. 4, Issue 2, pp. 297-323.
- Tonry, Michael (2011) *Punishing Race: A continuing American Dilemma*, New York: Oxford University Press.
- Valelly, Richard M. (2004) *The Two Reconstructions: The Struggle for Black Enfranchisement*, Chicago: University of Chicago Press.
- Wasow, Omar (2020) “Agenda seeding: How 1960s black protests moved elites, public opinion and voting,” *American Political Science Review*, Vol. 114, Issue 3, pp. 638-659.
- Weaver, Vesla M. and Amy Lerman E. (2010) “Political Consequences of the Carceral State,” *American Political Science Review*, Vol. 104, Issue 4, pp. 817-33.
- Williamson, Vanessa, Kris-Stella Trump and Katherine Levine Einstein (2018) “Black Lives Matter: Evidence That Police-Caused Deaths Predict Protest Activity,” *Perspectives on Politics*, VI. 16, Issue 2, pp. 400-15.
- Worland, Justin (2020) “America’s Long Overdue Awakening to Systemic Racism,” <https://time.com/5851855/systemic-racism-america/> (2021年6月15日閲覧)。

政経研究 第五十九巻 索引

論 説

一九九〇年代の広島、長崎における  
「加害」への問いとジャーナリズム

——平岡敬、本島等の「反核・平和」思想を中心に——

米倉 律 …… 二 (一)

米国議会における医療保障政策をめぐる調整言説の系譜

福森 憲一郎 …… 二 (三三)

ケアの倫理に基づくトクヴィル型政治思想の再検討

杉本 竜也 …… 三 (一)

米国における人種政策をめぐる

「揺り戻し」への不信の表明

——カウンター・デモクラシーとしてのBLM運動——

福森 憲一郎 …… 三 (八八)

翻 訳

翻訳 著者不詳「ヨーゼフ・フォン・ゾネンフェルス」

川 又 祐 …… 二 (八八)

資 料

サン＝シモンの自筆書簡3通	………	川 又	祐 ……三 四（五六）
---------------	-----	-----	----------------

# 日本大学法学部機関誌執筆要領

令和3年11月18日 機関誌編集委員会決定  
令和3年12月15日 執行部会議承認  
令和3年12月16日 教授会報告  
令和4年4月1日 施行

## 1. 本要領の目的

本要領は、日本大学法学部機関誌編集委員会（以下「編集委員会」という）にかかる機関誌に投稿する際の基本的手順について定めるものである。

## 2. 投稿資格者

- (1) 法学部、法学研究科および法務研究科の専任教員、名誉教授および定年退職した元専任教員
- (2) 以下の者については、編集委員会の審議を経て単著の投稿を認めることがある。なお、投稿に際しては、法学部専任教員の推薦状を必要とする。
  - ① 法学部非常勤講師
  - ② 法学部客員教員
  - ③ 法学部以外の日本大学専任教員
  - ④ 法学部付置研究所研究員および法学部所属の日本大学研究員
  - ⑤ 法学部校友および法学部関係者で研究業績が認められる者
- (3) 学外の研究者は、法学部専任教員の投稿の共著者となることができる。
- (4) 大学院法学研究科博士後期課程学生は、指導教員の許可を得て『日本法学』に「判例研究」を投稿することができる。
- (5) 前4項の規定にかかわらず、退職記念号および追悼論文集については、別の定めによる。

### 3. 研究倫理の遵守と権利保護

- (1) 投稿原稿は未発表のものに限る。他誌との二重投稿は認めない。また注釈なく自己の既発表著作と重複する記述をすることは認められない。
- (2) 剽窃、捏造、改ざん等の研究不正を行ってはならない。また投稿原稿については、著作者が適正に表示されていなければならない。
- (3) 研究・調査対象に関する権利保護（資料の使用許諾や個人情報保護に関する同意等）、および翻訳に関する権利について、必要な手続きを投稿前に完了していなければならない。
- (4) 利益相反に関する倫理を遵守するとともに、利益相反情報を申告しなければならない。
- (5) 機関誌に掲載された著作物の著作権のうち、複製権および公衆送信権を日本大学法学部に譲渡する。ただし、著者自身による複製権および公衆送信権の行使を妨げない。

### 4. 原稿種別

投稿は以下の種別で受け付ける。

- (1) 論説
- (2) 研究ノート
- (3) 判例研究（『日本法学』のみ）
- (4) 特別講演
- (5) 翻訳
- (6) 資料
- (7) 書評
- (8) 雑報

## 5. 原稿の作成

- (1) 原稿は、A4用紙に適当な文字数で打ち出す。
- (2) 分量の上限は、文字数で概ね22,000字（刷り上がり約25頁）とする。それを超えるものについては、原則として分割して掲載する。ただし、編集委員会は、他の掲載原稿のページ数を勘案し、その上限の変更を認めることができる。なお半面1ページ大の図表1枚に付き900字を原稿文字数に含めるものとする。
- (3) 連載を前提とする長大な原稿についても、完結分までの完全原稿を投稿するものとする。
- (4) 表題と氏名には、和文表記および欧文表記を併記する。
- (5) 注、参考文献の表記法は、当該分野の慣例に従うものとする。

## 6. 原稿の提出

- (1) 原稿は、投稿票、要旨（800字程度）と合わせ、デジタルデータで研究事務課に提出する。

デジタルデータは、原則として電子メールの添付ファイルで研究事務課宛に送付する。
- (2) 原則として、投稿締切日を過ぎた原稿は受け付けない。
- (3) 原稿提出後の原稿の差し替えはできない。

## 7. 審査

別に定める「日本大学法学部機関誌審査要領」に則って行う。

## 8. 校正

- (1) 執筆者による校正は、原則再校までとする。加筆、訂正は最小限とし、特に再校時に頁数が変わるような加筆や削除は避ける。再校返却の際は、タイトル頁に「校了（または責了）」と明記する。

- (2) 校正は1週間程度で返却しなければならない。著しい返却の遅滞は、次号掲載になることもありうる。

以 上









- 本誌に掲載の全ての論文につきましては、以下の Web サイトで PDF を電子公開しております。

日本大学法学部ホームページ (<https://www.law.nihon-u.ac.jp/>)

- 本誌の受入れに関しまして、送付先（住所・宛先等）の変更や受入辞退等がございましたら、以下まで御連絡ください。

<連絡先部署> 日本大学法学部研究事務課

(住 所) 〒101-8375 東京都千代田区神田三崎町 2-3-1

(T E L) 03-5275-8510

(F A X) 03-5275-8537

(E-mail) [kenjimu.law@nihon-u.ac.jp](mailto:kenjimu.law@nihon-u.ac.jp)

執筆者紹介

福川 杉  
森又 本  
憲一 竜  
郎 祐也

掲載順

日本大学准教授  
日本大学教授  
日本大学助教

機関誌編集委員会

委員長	大岡 聡
副委員長	竹本 亨
委員	南保 健 大久保 拓也 小野 美典 加藤 暁子 加藤 雅之 黒滝 真理子 高畑 英一郎 友岡 史彦 野村 和彦 原山 浩介 松島 雪江 山本 直夫 渡辺 孝樹 石橋 正徳 小田 勇樹 小林 聡明 杉本 竜也 生垣 琴絵 前田 実

政経研究 第五十九卷第三・四号

令和五年二月二十日 印刷 非売品

令和五年二月二十八日 発行

日本大学法学会

編集責任者 小田 司

発行者 日本大学法学会

電話〇三(五二七五) 八五三〇番

東京都千代田区神田猿樂町二一ー四 A&Xビル

印刷所 株式会社メデイオ

電話〇三(三二九六) 八〇八八番

S E I K E I K E N K Y Ū  
(Studies in Political Science and Economics)

Vol. 59 No. 3 · 4 February 2023

~~~~~  
CONTENTS  
~~~~~

*ARTICLE*

Tatsuya Sugimoto, *Reconsideration of Tocquevillian Political Thought  
in Terms of Care Ethics*

---

*MATERIAL*

Hiroshi Kawamata, *Saint-Simon. Three Autograph Letters signed to  
Madame Lingré, Citoyen Rihouët and Monsieur  
Bommairt.*

*ARTICLE*

Kenichiro Fukumori, *Distrust of the “Backlash” over Race Policy in the  
United States: BLM Movement as a Counter-Democracy*